

平成18年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成18年6月20日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
 - 第2 会期の決定
 - 第3 行政報告
 - 第4 議案第36号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について
 - 第5 議案第37号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
 - 第6 議案第38号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
 - 第7 議案第39号 財産の取得について
 - 第8 議案第40号 損害賠償の額の決定について
 - 第9 議案第41号 北網広域圏組合理約の変更について
 - 第10 議案第42号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 - 第11 議案第43号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 追加日程
- 議案第44号 相内線交通安全施設整備工事第2工区請負契約の締結について
 - 議案第45号 末広団地公営住宅新築工事請負契約の締結について
- 第12 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
福祉保健課業務監		三好	寿一郎	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
給食センター所長		石森	修	君
社会教育課業務監		上野	敏夫	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
選挙管理委員	長	田古	久	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成18年第2回訓子府町議会定例会を開催いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が8件でございます。その他、報告2件のほか、議員の派遣があります。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、12番、小林一甫君、13番、渡邊易右工門君、14番、橋本憲治、1番、田中與土信君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

なお、今日は幸いに外気温が上昇しております。この議場内の温度も上がってきますので、上着を脱ぐことを許可いたします。どうぞ、説明員の方も遠慮なさらず上着を脱いでください。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ただいま、お許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成18年第2回定例町議会をご召集申し上げましたところ、全員の出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しております概要を述べまして、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

最初に、平成18年度各会計補正予算案についてであります。一般会計におきましては、6,186万2,000円の追加補正を提案させていただきます。

その主なものといたしまして、民生費は、児童手当の制度改正に伴う事務処理システム開発業務委託料や小学校終了前特例給付費などの追加を。

農林水産業費では、農地・水・農村環境保全向上活動モデル支援事業負担金などの追加を。

土木費では、公用車の交通事故に伴う賠償金などの追加を。

教育費では、訓子府小学校食堂アスベスト除去工事請負費や訓子府中学校教員用パソコン購入費などの追加を提案させていただいております。

老人保健特別会計では、一般会計繰出金及び社会保険診療報酬支払基金への医療費交付金等返還金828万9,000円の追加補正を提案させていただいております。

条例の制定では、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の制定について提案させていただいております。

また、5月29日に指名競争入札を執行した「各小学校教育用コンピュータ整備事業」について、財産の取得のご同意をいただく議案を提案させていただきました。

さらに、行政報告いたします公用車の交通事故に伴う「損害賠償の額の決定」についてご審議いただくほか、市町村合併に伴い「北網広域圏組合規約の一部を変更する規約」及び「網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更」について、収入役の設置規定をゆるやかにする「北海道市町村総合事務組合規約の変更」について提案させていただきました。

また、「訓子府町土地開発公社の平成17年度経営状況等」について報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、過日指名競争入札を執行し仮契約を結んでいます「末広団地公営住宅新築工事」及び「相内線交通安全施設整備工事第1工区」の請負契約締結について、同意をいただく議案を追加提案させていただきます。

詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

はじめに、町営牧場の一斉入牧についてご報告申し上げます。

本年度の一斉入牧は、農協、共済組合、普及センターのご指導、ご協力をいただき、5月22日と23日に実施いたしました。その後、26日に追加入牧があり、入牧頭数は548頭でございました。

昨年度と比較しますと、一斉入牧の頭数はほぼ同じですが、昨年度は天候の関係から6

月入牧が相当数あったことから、現在のところ約120頭の減となっております。

要因といたしましては、厳しい生乳需給環境の中、若齢牛の飼養頭数が減少したことや妊娠牛の入牧を見合わせたことが考えられます。

今後も利用者の協力を得ながら頭数確保に努めますとともに、関係機関、団体のご指導、ご協力をいただきながら、10月の一斉退牧の日を無事迎えられるよう一層努力してまいります。

次に、公用車の交通事故についてご報告いたします。

去る5月2日、午後2時15分頃、国道39号線の網走市大曲1丁目付近を町職員が公務で公用車を網走市街方向に向け運転中、助手席の書類に気を取られ、わき見運転により対向車線側の横断歩道用手押し式の信号柱に衝突し、信号柱及び信号機を破損させる物損事故を起こしました。

この事故によって公用車は前部を大破しましたが、幸いにして運転者にはケガはありませんでした。また、後部座席の同乗者はシートベルトによると思われる軽微な打ち身程度で済み、大事に至りませんでした。

なお、破損した公用車及び信号設備は町村有自動車損害共済保険の対象となりますが、公用車は全損に近いと見られ、廃車処分として代替車両を予定しているところです。

公務におきまして交通事故の当事者となり、公用車及び信号機の破損に至ったことは誠に遺憾なことであり、議員の皆様をはじめとして町民の皆様に心よりお詫びを申し上げます。

大変申し訳ありませんでした。

次に、本年5月10日、公民館多目的ホールにおいて、網走開発建設部主催の道路計画説明会が開催されましたので、その概要をご報告させていただきます。

今回の説明会につきましては、道路予備設計のための測量調査にあたり、現地立ち入りの承諾を得る目的で開催されたものでありますが、町外者5名を含む59名の参加がありました。

北海道横断自動車道網走線の北見・足寄間につきましては、抜本の見直しにより新直轄方式で整備されることになっておりましたが、本年2月の国幹会議において、このうち北見・小利別間28キロメートルについては、緊急に整備すべき区間として位置づけされ、さらに、北見・訓子府間12キロメートルについては、測量調査・設計・用地取得等の手続が完了した都度、可能な箇所から工事に着手していく予定とのことであります。

なお、これら手続の期間としては、概ね1、2年が想定されており、今後、実施設計が完了した後、改めて事業説明会が開催されるほか、用地取得後には工事説明会が開催される運びとなっております。

高速道路につきましては、全線が開通して、はじめてその効果が表れてくるものでありますが、将来的には農産物の輸送時間の短縮が図られることから、農業のまち「くんねっぶ」の経済に大きく貢献するものと期待をしております。

また、本町におきましては、4月にふるさと銀河線が廃止になってしまいましたので、町の将来を考えますと、この道路交通網の整備は極めて重要であるといえます。

今後、実施設計等をもとに具体的な線形やインターチェンジの位置などが示されることになるかと思いますが、北見・訓子府間の工事が1日も早く着工できるよう、また、北

海道横断自動車道が1年でも早く全線開通するよう、引き続き関係自治体等と連携し、要請活動を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道教委の新たな「高校教育に関する指針」(素案)についてご報告いたします。

議員の皆様には、すでに新聞等でご承知かと思いますが、道教委は、昨年12月、有識者による「高校教育推進検討会議」からの答申をもとに、本年2月に平成20年度以降における高校教育の基本的なあり方などについてまとめた新たな「高校教育に関する指針」(素案)を発表いたしました。

この素案に示されている、特に「高校配置の基本的な考え方」として、学級定員は40人で全日制課程の場合「1学年4から8学級を適性規模とし、1学年3学級以下は、原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図る」、また訓子府高校が該当する「1学年2学級以下の高校は再編整備することとし、地域の要望に応じ市町村への移管を検討する。なお、地理的状況や生徒の実態などを考慮し、地域のキャンパス校化を検討する」、さらに「1学年2学級以下であっても5月1日現在の第1学年全体の在籍者が2学級で40人以下、1学級で20人未満となった場合は市町村移管を含めて再編整備する」という、非常に厳しい内容になっております。

なお、この素案により、4月18日、道教委主催で開催された網走中学区の「意見を聞く会」では、各市町首長や高校教育関係者、保護者代表から「一画的な数合わせの再編はやめるべき」とか、「町の活性化が失われる」、「小規模校だからこそ、きめ細やかな指導ができる」、「通学が困難」など、厳しい意見等が出されたところであります。

私からも「地元中学生の進学先の選択肢が減ること、また、教育を受ける機会均等・町の活性化の面からも大きな問題がある」、また「この生徒数の減少をプラス思考として考え、将来の北海道教育を展望した学級定員の見直しなど、前向きな施策の展開を考えるべき」などの意見を述べさせていただいたところであります。

いずれにいたしましても、道教委は全道各地で開催した「意見を聞く会」で出された意見等を踏まえ、指針案を策定し、道議会との協議や再度、地域の意見を聞く機会を設けながら、本年度中に最終的な指針を策定し、平成20年度からスタートさせようとしています。さらに、この指針に基づく、平成20年度から3ヵ年間ににおける再編整備等の具体的な対象学校名をこの9月にも示すとの情報もあります。

このようなことから、5月1日に町内の支援組織である「訓子府高等学校教育振興会議」を開催し、指針の内容を説明させていただき、今後の必要な取り組みなどについて協議し、町全体で訓子府高校の存続に向け積極的に対応していくことを確認しているところであります。

また、6月7日には網走中学区1市5町の首長・教育長等による道教委要望を実施したところであります。さらに、訓子府高校PTA・体育文化後援会が主体となり、生徒から標語を募集しての看板の設置やPRポスターの作成など、学校存続に向けた自主的な取り組みも予定されているところであります。

いずれにいたしましても、特に訓子府高校の場合、北見市に近く通学可能地であること、地元中学校からの進学率が低いこと、また、本町を含め網走中学区全体の生徒数が今後も減少傾向にあることなど、非常に厳しい諸情勢下にあります。高校における特に進路指導強化策などの積極的な対応による魅力ある学校づくりと合わせ、町といたしましても要

望の強い支援策の継続なども視野に入れながら、「わが町の高校」として、存続に向け、町ぐるみで必要な対応策を講じていくことが大切かと考えております。

なお、道教委は昨日、19日でございますが、この「素案」を「案」としてまとめた旨、新聞報道等があり、本今朝届いた「案」の内容を確認したところ、今回行政報告させていただいた基本的な考え方等について大きな変更等はないことを確認しております。

また、平成19年度の適正配置計画案につきましても、当初どおりこの網走中学区は間口減等はなく、現状維持であることを申し添えさせていただきます。

以上、高校教育に関わる現在の状況等について行政報告させていただきましたので、議員の皆様の特段のご理解とご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、北海道ちほく高原鉄道株式会社の解散等について報告をさせていただきます。

本年6月4日、北見市民会館において、北海道ちほく高原鉄道株式会社の取締役会が開催され、定時株主総会の招集や第18期営業報告書等の承認のほか、会社の解散とこれに伴う定款の改正と清算人候補者の選任等について決定しましたので、その主な内容について報告させていただきます。

まず、定時株主総会の招集につきましては、6月24日、午後1時30分から北見市内のビツアークホテルで開催することを決定いたしました。

議案としましては、第18期の財務諸表関係のほか、会社の解散について提案されます。また、これに伴う定款の改正や清算人及び監査役の選任など7件の議案と第18期営業報告の報告1件についても提案されることになっております。

次に、財務諸表等の営業報告書についてであります。経営損失では過去最低を記録とした昨年度を4,900万円下回る2億8,557万円の計上となっており、これは予防的な修繕を控えるなど営業費用を最小限にとどめたほか、記念乗車の増加により運輸収入が前年度より4,500万円ほど伸びたことによるものであります。

次に、北海道ちほく高原鉄道株式会社の解散とこれに伴う定款の改正等についてありますが、会社の解散につきましては、6月24日の第18回定時株主総会の議決をもって解散が決定されるものであり、解散後の清算会社に清算人会を設置することになりますので、これに係る規定を追加するほか、株主の議決権の代理行使を株主に限定する規定を定款に追加することとしております。

このほか、取締役会では会社解散後の清算人候補者の選任を行いましたが、清算業務については、専門知識が必要であることから会社の顧問弁護士である伊藤先生に加え、北見商工会議所の長谷川副会頭、日本公認会計士協会北海道会の山崎相談役に就任いただくほか、北海道の新幹線・交通企画局長と1市6町の首長の、合わせて11名を清算人候補者として決定いたしました。

また、監査役については、日本公認会計士協会北海道会の前田副会長と小作税理士の2名を候補者とすることに決定しております。

今後の会社清算に伴う鉄道施設の撤去や土地などの資産処分の扱いにつきましては、清算人会において決定していくこととなりますが、一般株主の利害関係にも配慮しながら適切に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対して、若干の時間、質疑することを許し

ます。質疑は、1人2回に制限いたします。どうぞ。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 2点目の公用車の交通事故の件について、ただいまの報告の中で、現車を廃車として代車を用意するようなことがありましたけれども、この際、必要があって置いている車ですから置くということから離れて、できればそのまま公用車を減らすようなことは不可能なのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま行政報告のうち、交通事故の関係で公用車をこの際減車してはどうかというご意見をいただきました。

確かに、いろいろと行政改革を進めている中で、そのような考え方もあろうかと思いますが、現在公用車の台数は町長公用車を廃止したことなどによりまして、十分な公用車ではないということもございます。そのようなことから、最近の公務による出張等も公用車を使っただけの出張が多くなってきておりまして、不足するということも含めて、今回なるべく安い車を用意して対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 1点目の町営牧場の関係について、お伺いをしたいと思います。

昨年から見たら120頭の減少ということで、この減少が引き続き続くということになれば、最低維持頭数はどのくらいになれば合併とか、縮小、合わせて維持管理を含めて、各団体に移行していくという考え方をしているのかをお伺いをしたいと思います。

それから北海道横断自動車道の関係なのですけれども、ふるさと銀河線がなくなりまして、大量輸送コスト軽減を考えますと、ぜひ、重要な路線になってくるのかなという認識をしておりますけれども、ぜひ、今回調査で土地所有者によって図案は変わってくると思いますけれども、ぜひ、議会に図案の提示をお願いをしておきます。

それから2つ目に、取り付け道路の関係なのですけれども、進入と出口のインターチェンジができると思いますけれども、それがこの本町の意見等を参考にさせていただけるのかいただけないのか、その点もお伺いをしたいと思います。

それから4番目の道教委の高校の教育に関する指針なのですけれども、訓子府当町が危機的整備再編成になっていかざるを得ないなという年度がわかればお示しをお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 1点目の町営牧場の件でございますけれども、これにつきましては、本年度は昨年度に比べて100頭以上減少しているということで、この要因については分析いたしましたけれども、これについてはやっぱり生乳環境の厳しさというのがかなりあるのかなと。

1つは、若齢牛が昨年に比べて30頭程度減っていると。

それと加えまして、妊娠牛の入れ控えと。腹が比較的近いものについての入れ控えがあったと。これの要因は、やっぱり生乳環境の厳しさに加えて、去年2番草がかなり取れた

ということもありまして、餌がある上でという傾向だと思います。これについては本町だけではなくて、隔離しましたけれど北見市本沢、置戸、この3牧場合わせて約300頭程度今年は減っているというようなことでございます。これについては、どうにか生乳環境が改善されれば、戸数で言えばほとんど去年と変わっていません。去年45戸に対して今年44戸ということで変わっていませんので、どうにか戻ってくるということは期待してございますけども、いろいろ町営牧場についてはうちだけではなくて、置戸、あと北見市本沢含めて、今いろいろ今後についてちょっと調査をしているところです。これについては来月各牧場を相互に訪問してあっているような改善点ですとか、そういうことも探っていこうという動きは別に、今回の頭数減とは別に考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま高速道路の関係でご質問がございました。

まず、今後の調査によって、その内容について議会で示していただけるかということでございますが、これにつきましては事業主体が開発局でございますので、その辺については開発局と協議いたしまして、示せるものについては示していくようなことで考えたいと思えます。

それとインターチェンジの本町の意見等について申し入れることができるかという質問でございますが、これについても協議させていただきまして、まだ具体的には示されていませんが、今後、今調査設計進めている段階でございます。協議をさせていただくようなことで、開発局にもこの辺について申し入れをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 高校問題に関しまして、訓子府高校の考えられる再編整備等についてのお伺いだったと思えますが、先ほど町長の行政報告の中にございましたように、一応この今現在、昨日道教委が発表したのが指針案でございますが、今後また地域との意見、また道議会との調整等を終えて、8月頃にこの指針を決定したいということでございます。

それで今の情報によりますと、大体9月中には平成20年度から22年度までの3カ年の一応その再編整備の対象校と言いますか、それが出されるというふうなことで伺っております。いずれにしましても、それに乗らない対応をぜひ今後していきたいなというふうにご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかに。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 2点ほどちょっと伺いをしたいのですが、まず2番目の公用車の関係なのですが、追加の予算の中で225万円ぐらい、これを組んでいるわけですが、現在何台ぐらいあるのかということが1つと。

それから町長の公用車も減らしていますから、少なくなったということで十分わかるのですが、そのほかに何か知恵を出して、個人の借り上げとか、何か方法、コスト下げのための対策も考えた上なのかどうか。まず、その点を1点伺いたい。

それから2点目の横断自動車道の関係なのですけれども、これ確か当初の計画ごろから国道とつなぐというような話も聞いていたような気がするのです。訓子府のインターを使って、留辺蘂の国道からつなぐというような話を聞いていたのですが、このことに対して具体的にそういった話をした経過があるのか、あるいはないとしても、そういう話が聞いた覚えがあるのですが、そのときに町としてどの線をどういう方法でというようなことを考えた経過もあるのか、含めて伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 施設車両課長。

施設車両課長（小田藤夫君） 現在、公用車ということで、台数でございますけれども、台数そのものは土木車両・衛生車両・一般車両・各課車両ということで、バス管理外車両ということで振り分けはされておりますけれども、一般車両につきましては現在12台と今1台が破損したということでございまして、これらにつきましては職員全員が出張時、それから町内町外問わず必要な時間を借りて、12台を常に回して使っているという状況でございますので、町長公用車も廃止したということからいって、かなり使いたいときに使えないということがかなり今困っている状況でございますので、今廃車ということのその代替車両を確保したいという考えでございます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 公用車の関係で、今回の補充に関して個人の車の借り上げ等を検討した経緯はあるかというご質問かと思いますが、過去に個人の車を借り上げて出張するという策を講じたことは過去にございます。ただ、議員のご承知のように、最近経費節減という意味からこの北見ブロックの出張については旅費を支給しない。それから北見ブロック以外のところについては、日当半額にする等々の旅費の支給に関して制限をしております。そういうようなことから、個人の車を繰り上げて実施することになりますと、旅費を今度またどうするのかという問題も出てまいりますし、もし事故が起きた場合にその補償をどうするのかという問題等々もございますので、この際、今回予算を計上させていただきましたけれども、先ほどの佐藤議員のときにもご答弁申し上げましたように、少しでも安い車、頭の中には中古車も含めて、今後検討してまいりたいというふうを考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 北海道横断自動車道のインターチェンジと国道をつなぐ関係のお尋ねをいただきました。

今まで各種要望活動をやってきたところですが、その中で開発建設部のほうから具体的にそうした協議というのがございませんでした。基本的には、今ある道道がどうしてもやっぱり国道とのつなぐ手法の一つになるのかなということは想定できますけれども、具体的な協議はなかったということでご理解をいただければと思います。

議長（柴田喜八君） 4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） まず、車両の関係なのですが、12台というのはその破損した車を入れてですか抜いてですか。ちょっと聞き漏らしたのかな。そこをもうちょっと詳しくお聞かせをいただきたい。

それから国道と高規格道路の関係なのですが、まだそういう具体化していないという部分もたぶんあるのだと思います。だとすると、そういう当初の話もあったという経過から

考えると、やはり相内から訓子府へ向けての国道1本インターに向けて走るということだけでも、町の負担等々、将来考えると非常に便利かつ有効に動けるといような問題もありますので、ぜひ執行部で検討して、要請も含めて考えるべきだと思っておりますので、何か意見があればお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 施設車両課長。

施設車両課長（小田藤夫君） 先ほどの答弁の中で12台ということで、一般車両でございますけれども、答弁いたしましたけれども、この12台の中には破損した車も入っていると。

それから一般貸付という、職員貸付になるのですが、その中にマイクロバス、それから小型ダンプですか、そのよう部類も入っております、実際にはまだ乗用タイプというのはかなり7台、8台、そういうことになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま2点目にお尋ねいただきました、いわゆる国道昇格の関係になるかと思えますけれども、今全国的な状況を見てみますと、例えば道州制の関係でもよく新聞等に出ていますように、例えば国道の3桁の分については、道の管理だというような動きもございまして、非常に厳しい状況にあるかと思えますけれども、議員からご意見いただきましたことにつきましては、機会がありましたら国道昇格に向けた要請もしてまいりたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） まず、1点目の牧場の関係でございますけれども、これは今年は120頭減、これはやむを得ないのかなと思えます。

馬のほうはどうなっているのか、これから時期が過ぎて馬も入るのかどうか。昨年は馬確か入ったかどうかちょっと記憶ないのでございますけれども、どういう計画になっていますか。

それから2点目の公用車の関係でありますけれども、これはどこの課の車であったのか。それと年式、あるいは残存価格等についてどの程度の車両だったのか、そこら辺少し詳しく大きな事故ですから、詳しく説明いただきたいと思えます。

これ同乗者がいたということで、お話によりますと町長が乗っていたと。本人ですから1番よくわかると思うのですが、どの程度の打撲、病院に行って診察を受けられたと思えますけれども、状況等、町長自らが詳しく説明してもらおうとわかりやすいかなと思えます。なお、運転者に対する行政処分はどうなったのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

それから、ただいま山本議員のほうから横断道の関係でいろいろ質疑ございました。

この機会に、開発局のほうからお話あるいは説明があれば、その町の要望も出したいということのようでもありますけれども、当然、開発局はそういうように町当局にはインターをどこにするとか、そういう話ではかならず出てくると思えます。一般的に、末広付近がインターチェンジなるのかなと思えますけれども、あの辺を使うということになれば、できればその末広線を道道に何とかならないかと、町の中まで。そういった交渉できないのかなという感じもするわけです。訓子府は残念ながら国道を1本も走っていません。この機会に、いわゆる武部幹事長が今在任中にでも、一つ協力を町長のほうから話を進めてもらいたいものだな。時折、我々議員もそういう話をしております。できるだけ一つ訓子府

に国道を1本通してもらいたい、この機会に、この機会ですから、そこら辺はどういう、難しい問題でしょうか。お聞きしたいと思います。

それから5点目の高原鉄道の関係、解散する会議がこの次持たれるわけでありませう。

一般株主の株券なんかの話は、今まで話が出ていたのではないかと思うのですけれども、今度24日の会議にはおそらくその問題もたぶん出るとは思いますが、担当の意向としては、もし訓子府の担当が行ってお話する場合、その一般株主の株券をどうなるのだというようなことも詳しく聞いてもいただきたいし、それから従来そういう話が出てなかったのかどうか、そこも含めてお伺いをしたいと思います。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 1点目の町営牧場の馬の関係なのですけれども、これにつきましては現在のところ今27頭入っております。

昨年につきましては、最終的に50頭入っておりますので減っておりますけれども、これについては町内1件大きい農業者の方が、今後市場ということでこれから買い付けて入れていただけるということなので、それに期待したいというふうに思っております。

議長（柴田喜八君） 施設車両課長。

施設車両課長（小田藤夫君） 公用車の事故についてでございますけれども、どこの課というご質問でございますけれども、これらにつきましては一般車両として車両そのものが施設車両課で管理をしているところでございます。

また、車両につきましては、平成12年車でございます、6年前の車になります。今5月1日現在で、10万2,676キロということでキロ数でございます。車につきましては、トヨタのプリウスということでハイブリッド車でございます。破損状況ということで、ほぼ全損に近い状態でございます。価格につきましては、車両保険ということでそのようなことでの入るわけでございますけれども、その車両の残存価格ということは70万円でございます、それ以上の保険は入れないということでございます。これで修理するということになると、それ以上にかかるということで大まかな見積もりでございますけれども、150万円程度きておりますので、ハイブリッド車ということから言いますと、コンピュータ制御されておりますので、実際修理される方もちょっと話した経緯はあるのですけれども、ノーマル車と違って修理をしてもコンピュータの塊ということで、正しく電気周りが作動するかどうかということがちょっと疑問な点がございまして、その点を別の車ということで慎重に考えているところでございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） ただいまの公用車による交通事故に係わる職員の処分について、お尋ねがございましたのでお答えをしたいと思います。

結論からまず申し上げますと、この職員については懲戒処分の戒告という処分を行いました。

一般的に職員が交通事故を起こした場合、交通事故審査委員会という助役が会長の内部の会議で処分の内容の答申を町長に対して行うわけですが、このきまりに従いますと、相手に与えた損害度によって、答申の内容が決まってくる。

この事故の場合、相手というのは網走警察署が管理しております信号機でございます。

公用車は身内の話になりますので、この審査委員会の対象からちょっと外れるものから、処分につきましては総合的な見地から行わなければならないということがございますので、公用車の破損の部分、公用車の破損による公用車全体での運用に対する支障、また、たまたまこの職員は管理職でございましたので、交通防止を率先しなければならない等々立場がある等々のことを総合的に勘案しまして、審査委員会の答申を超えて懲戒処分の戒告としたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

罰金はございません。物損でございましたので。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 本件のこの事故で、車の後ろの座席に乗っていたのは私でございますけれども、たまたま後部座席に座っていたのですけれども、シートベルトをしておりましたので、その関係から被害は最小限度にとどめられたのかなというふうに思います。事故後、救急車で運ばれまして厚生病院に3日ほど入院しておりましたけれども、なんとか容体も持ち直しましたので、こちらに退院して帰ってまいりました。

本当に大変な事故を起こしてしまいまして、私自身も本当に申し訳なく思っておりますが、今後さらに職員に対しましても、一層油断のしない安全運転に努めるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 最後に、4点目にお尋ねをいただきました北海道ちほく高原鉄道の株券の、一般株主の関係でございまして、従前、各首長を含め会社取締役会の中でも話題として出ておまして、その中では1株5万円ということで、一般の方にご協力いただいていたと。そういった部分では、何とかこれについては保証しなければいけないのではないかとということで、意見一致はしていたのですけれども、近年、顧問弁護士を含めていろんな各種協議を進めております。その中では、今現在5万円の価値がございませんので、それを仮に5万円で会社が買い取るということになりますと、それを良しとしない株主の方もやっぱり中にはいらっしゃるかと思っております。そうなりますと、「価値のないものに会社がお金を出すということは何事だ」と「まかりならん」というようなお話もなりかねません。

また、土地をはじめとする財産の処分の利益の配当の関係とか、いろんな問題が絡んでおまして、まだ具体的にどうするというような結論を出せる状況になってございません。今後の清算人会の中で、いろんな債権債務の計算をしながら最終的な配当額というのが決められるかと思っておりますけれども、各首長としては限りなく一般株主の方へついても株券の5万円はなんとか戻したいという気持ちであることは間違いではないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 3点目になろうかと思っておりますが、横断自動車道のインターのアクセス道路の関係で、末広線にアクセスして、末広線を道道昇格させてはというご意見をいただきました。

このインターをどこにつなぐかということについては、まだ詳細に、具体的に決まったわけではございませんで、一つの候補としては上がってくるだろうと思っております。ただ我々、

このアクセス道路の関係でいろいろ私が思うことですが、末広線に高速道路から降りてくる車が通る、あるいは高速道路に乗ろうとする車が末広線を走るということになりますと、この末広線には小学校があり、その近くに中学校、幼稚園等々がございまして、子供がかなり通学路として、多くの子供が使っているというようなことでもありますから、交通安全という部分でどうなのかなという心配もございまして、今後、開発局のほうから具体的なお話があった時点で、私どももその点についてはいろいろ検討いたしますし、議員さん方とも協議をしながら対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） 高原鉄道のこの株の関係ですが、今説明があったように、割戻しは求められないのではないかなというようなことのように思いますが、できるだけ一つ担当としては「いや、訓子府はそうでないよ」というぐらいのことを言ってもらいたいなと思って、5万円ってのはした金のように思っていますけれども、当時我々も大変だった、求めるのに。ですから、丸々5万円と言わなくてもやはり目減りしているわけだから、その分は仕方ないとしながらも、会社のその誠意を見せてもらいたい。ただ、赤字になったから株は没収して終わり、こういうことにはならないと私は思います。

それから今の町長から答弁いただきましたけれども、入院されて、これはやっぱり後遺症というようなことも予想されるわけですから、せいぜい一つ体をお大事にさせていただいて、行政に活躍していただきたいなと思っております。結構、体が大きいだけにショックかなり大きかったと思います。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 1点目の株の取り扱いだけご回答させていただきたいと思っております。

先ほどもお話ししましたとおり、基本的には各沿線の首長ともご協力いただいた分については、何とかそのまま保証したいという考え方でありますので、これからどういう手法が取れるかも含めて、これから会社の方でまた検討されるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございせんか。

13番、渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 5番目の高原鉄道の関係で、ちょっとお尋ねいたします。

解散後は、清算人会に移行して2年ほどかけてというような財産処分等も検討するというようなことですが、その間、この沿線の管理、環境保全、このようなことについてはどのようにやるのか、そのままほったらかしておくのか、その辺りちょっとお聞きいたします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ふるさと銀河線の跡地の管理の関係ですが、会社の解散は株主総会の議決をもって決定となりますけれども、財産としてはそのまま会社で保有していますので、当然これからたぶん2年以上は処分までかかるとは思いますけれども、会社のほうで責任持ってやっていただかないと、ほかにやる権利も何もないわけですから、

当然会社のほうにその旨申し入れをしていきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 5番目の今のちほく高原鉄道の関係なのですが、今後、清算人会に移行するということですから、その中で検討されるのだらうと思いますが、現在、駅舎がバスの待合所として利用されていると。当面、そういう形で進むだらうと思えますが、この解散して清算人会議の中で、どう処分されるかわかりませんが、その後の処置というのはどういう具合に考えておられるのか、そうした場合に町としてその駅舎の利用方法、それらも含めて今後どういう具合に考えているか、もし何かありましたらお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、ふるさと銀河線の跡地の利用の関係も含めてお尋ねをいただいたところですけれども、おっしゃるとおり具体的な処分方法については、これから清算人会のほうで決定されることになります。

土地につきましては、会社のものでございますので、これから処分するとした場合には、例えば町の施設が建っているところだとか、水道管で使っているところ、そういったところについては、町のほうが優先して譲渡いただくような形になります。ただ、有償か無償かということは、まだ何とも申し上げられない状況でございます。

駅舎につきましては、基本的に町の建物ですから、町のほうで引き続き管理していくこととなります。活用方法としましては、今現在バスの待合室としても利用しておりますけれども、できればバスの利用者のサービス向上のために、あそこをもう少し利用できないかという部分も含めて、今検討している最中でございます。具体的にまだ申し上げるところまでできていませんけれども、例えばあそこに商工会等が入っていただいて、バスの派遣業務もやっていただけるようなこともできないのかどうか、これから検討もしていかなければならないのかなと思っております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 2番目の公用車の事故について、ちょっとお伺いをしますけれども、この事故を起こした運転された方、これは業務でもって出張ということで行ったわけなのですが、それに町長が後ろに乗っていたということですので、これは公用車、町長専用車がなくなったことで、こういうような業務体制をとっているのだと思うけれども、運転されていた職員に対して、また今後もそういうことがあるではないかと思えますけれども、その運転する側にして負担がないのか、あるとすれば今後考えるべきものでないか。

それで我々もそうですけれども、やっぱり上司が後ろに乗っているということになると大変緊張するものなのです。それで次の仕事がやっぱり運転しながら考えるということになれば、こういった事故がこれからも出てこないとも限らない。そういうことを考えた場合に、今後やっぱり改善するべきものは改善していかなかったら、今後何度かあるようなこともできたということになると大変なことです。そういったことの考え方、ちょっと一般質問的なこととなりますけれども、もしあれば聞かさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 大変不幸な残念な事故が起きてしまいました。

この原因は、今議員さんも心配されているように、公用車を廃止したことによるのではないかというような考え方も一部にあるようですけども、町としましては、運転者が誰でもあっても一瞬の不注意によって起きた残念な事故だったと思っていますし、今後、このような事故が誰が運転しても起きないように、我々職員も運転する場合、注意していきたいと思います。同乗者が町長だったから緊張したとかということは、そういうことないのではないかなと。一生懸命運転していた一瞬の間があったのかなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 再度質問申し上げますけど、町長が乗っていたからということにならないということもありますけども、これはやっぱり職員にしてみたら心理的に、これは専門医でないとわからないと思いますけども、北海道の交通の権威者の話あたりの今まで研修の中で聞いている中で、月居さんの話では、いわゆる運転者に対する威圧感だとかいろいろな面に対しては、後ろ乗っている人、助手席に乗っている人、乗っている人によっては運転者がいろいろな面で刺激される。そういう面を考えた場合には、やっぱり運転者は運転者として業務に遂行するためには、やっぱり運転者だけだと。それから、またそれに引き続き仕事だとかいろいろなことを考えた場合には、やっぱりこれ不可能と言わなけれども、かなりの負担がかかる、そういうことを言われております。そういったことを考えてみたら今後どうかなと。このように思いますので、一つ研究をしてください。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 十分お話しいただいたことは、今後、真面目に研究したいと思えます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 4番目の道教委の高校教育に関する指針の素案についてですけども、先ほど報告の中では、町ぐるみによる支援対策を考えなければならないと。こういうことでありますけども、例えば地元の生徒数があまりその地域の高校に行かないと。こういうことも先ほど言われましたけども、隣の置戸町は何か聞くところによりますと、スクールバスを利用して通学に便宜を図っていると。こういう話を聞きましたので、我が町もできることであれば、そういうことをとって最も利便性のいいスクールバスを利用して、地元生徒を地元の高校になるべく入っていただくということになれば、間口減は当分は避けられるのではないかと、こんなことを考えますので、ぜひそんなこともご検討いただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまお話ございました地元高校への地元中学卒業生の入学の関係でございますが、ただいま渡邊議員さんが申し上げられたような原因よりも、大きなやはり地元卒業生がほかの自分の将来的なこと等も考えたりなんかしまして、それぞれ勉学のことでもそうでしょうし、部活動のことでもそうでしょうし、それぞれ自分の希望する学校を選択すると、選択していくということになりますと、その交通の利便性だけを確保することによって、その率が上がっていくかということになりますと、ちょっとそういうことにはなかなかないかなと思っています。そういうようなことで、

特にこれから今学校さんでも一所懸命がんばっていただいていますから、進路指導対策等の強化等を含めて、学校とまた私どもと一体となって、この訓子府高校を守っていこうというふうなことで運動を展開していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 今教育長の言われた、そのそういうその一面もある。しかし、また私の言っている、例えば、中学校卒業生が現在のところ50人、60人がいるわけですから、その人が全部地元の高校に入らないにしても、私の言うのは、隣町をあげてその通学の利便性を考えてスクールバスに乗せていると。こういうことについて、検討してはどうかということについて教育長はどう考えているかと。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 通学の便、町内における通学の便を考慮して、訓子府高校になかなか入れないというふうな問題があるとしたら、そこら辺は十分、今後考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって行政報告を終了いたします。

ここで午前11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

議案第36号、議案第37号

議長（柴田喜八君） この際、日程第4、議案第36号、日程第5、議案第37号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第36号から順次願います。助役。

助役（宮川伊三男君） 議案書1ページになります。

議案第36号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。

今回の補正は第1条にありますように、6,186万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ44億2,316万2,000円とするものでございます。

また、第2条では、地方債の補正をご提案させていただいております。

2ページは、歳入歳出の款項別の表でございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

次、3ページは地方債の追加補正であります。昨年濃度測定などを行いながら、その対応を検討してまいりました訓子府小学校食堂のアスベスト除去工事を実施することとし、2,750万円を限度として追加計上したものでございます。

次、4ページになります。4ページからは事項別明細になります。特に主なものだけご説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

8ページは、今回の補正を含めた地方債の調書でございます。下から3段目が合計欄でございます。この欄の一番右側でございます74億3,690万4,000円が平成18年度末の起債未償還元金の見込額となります。

以上が6,186万2,000円を追加とする補正の主な内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 町民課長。

町民課長(山川栄二君) 議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第37号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ828万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億5,288万9,000円とするものでございます。

次に、10ページは款項ごとの補正額を記載しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては、11ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成18年度老人保健特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第36号、議案第37号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に、まず議案第36号の質疑を許します。

5番、松浦啓博君。

5番(松浦啓博君) ただいま説明が終わったところですけども、まず7ページの農業基盤整備事業の関係で、6目の集落共同活動支援事業。これ西富地区と聞いているんですけども、農地・水・農村環境保全向上活動モデル支援事業負担金。総事業費で5億3,443万1,000円、補正して5億3,530万5,000円というこの事業なんですけども、この中身はどういうことなんでしょうか。ちょっと中身の説明をお願いしたいのです。

それともう1点、一番下になりますけども、中学校費の中の3目、教育コンピュータ整備事業の中で、備品購入で16台、373万4,000円。このほかプリンタ1台ということなんですけども、この16台買うことということは、教員が16人いるから16台ということ、1人1台ということですから16台なのだろうと思うんですけども、先ほどちょっと説明の中で、個人情報の関係がちらっと出ていましたけども、この教職員というのは転勤と言うか、異動と言うのですか、あるわけですけども、そういった場合にはこのコンピュータは置いていくということなんでしょうか。その移動する先生が、またそれを持っていってしまうのですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけども。

議長(柴田喜八君) 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 農地・水・環境の関係なのですが、まず事業費につきまして、先ほど項の合計がありましたけども、これにつきましては、この事業についての合計金額事業費につきましては349万4,000円ということでございます。

この事業につきましては、品目横断の絡みで車の両輪と言われている環境もの。これは正式には、平成19年度から実施されるものですが、それに先立ちまして平成18年度モデル地区ということで、全道でいきますと15地区。網走管内で、本町を含めまして2地区。これが手をあげまして、先立って実施するというような形でございます。これについては、田・畑・草地といろいろ区分あるのですが、西富地区は畑なのですが、畑につきましては反当たり1,200円交付を受けるとということで、この西富地区については291.2ヘクタールということで、1,200円を掛けまして、349万4,000円ということで、その内訳として半分国費、4分の1道費、4分の1が町費と。その町費の分を補正させていただいたということでございます。そして、これ大雑把に言いますと、要するに農業者以外の方も含めた中で地域の組織をつくりまして、地域の話合いによって計画を樹立して、いわゆる農地・水・環境を保全する活動を実施すると。それに対する補助金であるというような内容でございます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 7ページの中学校の教育用コンピュータの整備事業の関係でございますけども、転勤の場合に置いていくのかというご質問でございましたけども、現在、教職員については私物のパソコンを使ってございまして、そのパソコンを学校に持って来て、また、自宅で仕事する場合は自宅に持って帰るというようなことをしておりますけども、そういうことで持ち帰りだとか、それから私用の管理という部分も含めて、今回この整備をするということで進めておりますけども、それでこれはあくまでも町の備品ということになりますので、転勤があった場合にも、これは学校の備品ということで置いて行っていただくということで取り扱うことにしております。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 今のそのパソコンの関係なのですが、最近ずいぶんあちらこちら新聞にぎわしたり、マスコミ関係でも報道されているのですが、その個人情報の流出というのが非常に最近多くなっていると。相当厳重に指導もされているのだと思うのです。しかし、実際にはなかなかそれが守られていないと言うのか、先ほどの交通事故ではないですが、うっかりミスというようなこともあるのだと思うのです。この管理、町のものでしたら管理はそれなりに厳重にされるのだと思うのですが、そういう個人情報流出防止するという面では非常に有効な形だと思うのですが、それでもさらにやはり流出がないとは言えない。やはりそういう面では、今後ともそういうその個人情報の流出に気を配っていただいて、こういうパソコンの利用をしていただきたいなと思っているのですが、そういうその個人情報の管理については、どういう具合に今なされているのですか。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 今現在のパソコンの情報の管理ですが、これはもちろん学校のほうに校長会・教頭会を通しまして、その個人情報の漏えいにつきましては、教職員にご指導願うようにお話ししておりますし、昨年度、町のほうで訓子府町の情報セキュ

リティーポリシーというものをつくりまして、これに基づきまして学校にも指導。この中には取り扱いについての留意事項とも書いてございまして、それもやってございますし、今回この導入にあたりまして、個別に教育委員会としてこの管理・利用にあたって要綱を設けるということで、さらに細かい取り扱いの設定をしたいというふうに考えてございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 3ページの小学校食堂のアスベストの除去事業について少し伺いたいと思います。

先般、こういうこととやるということの説明はありましたけど、そのあとですが確か3、4日前の道新の中でエコ・24という溶剤開発と言いますか、内容はちょっと詳しいことはわかりませんが、アスベストを固めて従来の除去事業の半分で済む、いわゆるその飛散するものを溶液で固めて抑えるという工事があるので、処理費用は従来の半分であると。こういうことが出ているのですが、2,700万円から900万円ぐらいの大きな事業でありますので、今この事業の補助なものは確か何もなかったような状況の中で、前回の説明では将来解体する場合においても処理するのが適切であると。それと数字的には、計算違うかもしれませんが、濃度基準から言えば2,000分の6の極めて少ない状況であると。ただし場所柄、小学校の食堂の天井ということで、非常に通常の公共施設とは少し違うということで、この際やるというような内容でありました。

それで教育委員会としては、当然その食堂の利用については把握しておられると思えますけれども、先般、そのことで小学校に利用の実態を伺ってみました。一つには、こういう話が出ているが、学校としてそういう危険性を含めて要請をしたのかと、必要性があると感じているのかと。そういうような話の中では、残念ながら今260名の在校生がいる中で、利用しているのは1年半前にこの席で伺いましたけれども、半分の生徒が利用し、あとは教室でやっている状況だと。それでも、実際去年の9月から食堂を閉鎖して今日に至っておりますけれども、支障はないのですか、はっきり言って何の支障もありません。もちろん800人も収容するような校舎と食堂施設も800もあって、そのうちの260名の在校生の半分しか使わないわけですから、当然いろんなものを利用すれば必要ないという、緊急を要するものではないという解釈でありました。そこで事業そのものは将来を考えてということで、私はやめるとは限度ありませんけれども、この財政の中でセンターがオープンしてまだ24、5年ですから解体と言いますと、今の建物からと言いますと今の子供の数、利用状況からして、20数年は私は使えると思っています。その先を見越して、今2,700万円近くのお金を投資するのが適切な時期なのか、それと夏休みも利用してやるということですが、今いわゆるその新しい施工方法を、これ道内の自治体に代理店を設けて具体的にやるという見出しでありますので、この事業の内容をもう少し検討して、数字的に検討してからでも間に合う時期にあるのではないのかなというふうに考えておりますので、私は地域に先駆けて、いろんな自治体に先駆けてやるについては、先走りして過ぎてみたら他の地区でずいぶん安くなったと、そういうことになりはしないのかなと。であれば、夏休みまで一月ありますし、仮に冬まで延ばしても4、5ヵ月でその時期がきますので、状況としてそんなに急がないのであれば、予算が大きいだけに今一度再検討す

る必要があると。

町としては、今回のこの処理剤について、この新聞だけですから丸々どうかというのはわかりませんが、少なくとも十分検討に値する内容だと思いますので、その件について今回の2,700万円というのは、もうちょっとやっぱり検討し直すべきでないのかなという考えは私持っておりますので、その辺のことについて伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩といたします。

午後は1時から行います。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） 定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

午前中の佐藤議員の質問にご答弁をお願いいたします。

管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 小学校の給食食堂に関連しましてお尋ねのありましたことでございますけれども、佐藤議員のご質問の中で、学校では現在の教室での給食に支障がないということによっておられましたけれども、私どもといたしましても、学校のほうにちょっと確認等いたしましたけれども、あくまでもこれは給食センターの配慮もあり、運搬・配膳・食事において特に問題がないということによってございまして、食堂が利用できなくてもいいということではないと認識をしているところでございます。

また、食堂については、平成17年度の場合につきましては、1年生と3年生が年間を通じて利用していると。それから2年生と4年生から6年生の松組が4月から9月まで、そして2年生と4年生から6年生の竹組については10月から3月までを食堂を利用しているというようなことで、半数以上の方がそれぞれこの食堂を使っているということでございます。また、先ほど申し上げました給食センターの配慮という部分でございますけれども、現在の運搬につきましては1階で食事をとっている教室の児童生徒に対しては、給食センターから1回配送車に積みまして玄関のほうに持って行って、そこから教室に運搬をしていると。そして、2階については食堂のダムウェーダー。そのダムウェーダーの部屋については、ビニール等で囲い込みをしておりますけれども、そこを利用して2階の廊下までセンターの職員が運んでいると。そこから今度児童生徒が各教室に持って行くというようなやり方をしてございますので、これがずっと利用できないということになれば、そのダムウェーダーも利用できなくなる可能性も出てきますので、そういった部分ではまたその対策も必要になってくるというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 私のほうからも若干話をさせていただきたいと思いますが、佐藤議員もご存知のとおり、学校食堂方式につきましては、給食運搬・配膳を能率的に行い、また衛生管理を有効的に効率的に行うとともに、異なる学年の児童生徒が一緒のテーブルについて食事をとることにより、縦の人間関係を深めてもらうなど、食事を通じて児童生

徒に生きた知識や望ましい生活態度を習得してもらおうと設置したものでございまして、訓子府小学校の場合、昭和56年開設当初は全校一斉の縦割りグループでの食事を実施しておりましたが、その後の利用形態につきましては、ただいま課長のほうから申し上げたところでございます。なお、全校生徒が食堂で一斉に食事をとる縦割り方式等から現在のような利用形態に変わってきた主な背景といたしましては、近年全国的に学級崩壊や不登校、またいじめなどの問題が深刻化している中で、教師と児童生徒の希薄な信頼関係などが指摘されているというふうなことなどから、教師と児童生徒が1日の学校生活の中で、授業を離れて一緒に過ごすことが一番長い貴重なこの給食の時間を各教室で食事を取りながら担任の先生と児童生徒が、または児童生徒同士の心のふれあいの場として、より信頼関係を深める貴重な交流の場として、大切にしていこうとしているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

いずれにしましても、食堂の設置目的にもありますように、今後も給食を通してより一層教育効果が高められ、施設の有効利用が図られるよう努めてまいりたいというふうな考えを、そのための今回の除去工事でありますことをご理解賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 先ほど佐藤議員のほうから、北海道新聞に載った記事についてご質問がございました。

この東京のエコ・24の溶剤開発につきまして、ずっと調べたのですがなかなかインターネット等で調べたのですがわからなくて、昨年、宮城県鳴子町、現大崎市でございしますが、そこに問い合わせてみたところ、建物アスベスト除去工事でこれを使用しているということで、確認と言うか、それについてちょっとお聞きしたところ、通常湿潤状態のときにこのエコ・24をつけて、それから除去をはじめるということでございますが、やる内容については養生シートをして、なおかつ設備機械を設け、除塵装置とか、エアレスカーテンを設けまして、通常のアスベスト除去と同じようなやり方をやりましたというふうな内容でございました。

経費の面につきましては、担当のほうもどのくらい安くなったのか高くなったのかちょっとわからないということなのでございますけども、この辺につきましてはちょっと詳しい担当のものがいなかったものですから、経費の面につきましては少し研究をさせてもらいまして、少しでも溶剤を使って経費的に安くなるということであれば、これも検討に入れたいと思って考えておりますので、その辺についてはご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 先ほど申し上げましたけども、必要がないという意見ではありません。

非常に大事な子供たちの、しかも食堂の場所ということで、それを聞いただけで過敏な対応を走らざるを得ないという状況も委員会の中で話もありましたけれども、一つには今の現状を考えますと、緊急性があるのかというのが1点。それから今課長のほうから説明ありましたけど、研究するのに一月かかるのか、情報確認するのにさらにそれ以上かかるかわかりませんが、一つには十分費用のことでありますので、決してこのまま進めるということだけではないようにしてほしいと思います。おそらくアスベストの関係で、訓子府がこれだけの予算を使って対応するということになるのと、おそらく報道関係でも多少

出ると思いますし、近隣の町村でもこの波及は大なり小なりあると思います。それで以前にもこの給食センターのことで伺ったのですが、今教育長の答弁にありましたように、本来の趣旨は今説明あったとおりですけれども、当時はやはり子供が非常に低学年で混乱しているということで、今の教育長の答弁が当時の答弁でした。今現在、学校側の子供たちの状況はどうかと聞くと非常に落ち着いて、それは各教室で食事をしてコミュニティーをとっているのかどうかわかりませんが、状況としてやっぱり人間関係を保つという意味からすれば、各教室で保つなんていうのは人間関係を隔離するような行為でして、私は260人別個の子供たちは、やっぱり一同に会した中で人間関係のそういうものを築くというのは基本中の基本であって、あれを造ったときの最大のメインがそういうわけですから、私は人間関係を希薄な時代を乗り切ろうとするのであれば、約4割近くの子供はスクールバスで教室と学校を行ったり来たりするだけの中では、できるだけ全校生徒の交流からすれば、私は後半の答弁というのは非常に後ろ向きな内容のような気がしなりません。

それで私が繰り返して言うのは、急ぐような状況ではありませんので、今出ているエコ・24ということを十分検討されまして、必ずしも今の予算の中で夏を目途にやるというのではなくて、急ぐ必要は私はないと思っていますから、確かに今担当課長のほうから十分な通常の使い方ではなくて、2階のそこを通らないように配膳しているというのも十分承知しておりますし、それが本当に不便なのか、そのことを回避するための2,700万円ぐらいのそういうお金を使わなければならない時期なのか、そのことも一つもう1回検討していただきたいと。こういう考えであります。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま、佐藤議員から後ろ向きな考え方ではないかというふうなお話ございました。

実際に、今現在そのようなことで利用されているということでございまして、私どもとしましては、訓子府中学校につきましても、今全校一斉に食堂を使っていると。居武士小学校は当然でございますけれども、訓子府小学校につきましても、今の現状が本当によいかどうかということにつきましても、今後学校とも十分協議しながら対応していきたいと。私どもとしましては、やはり施設の有効活用というふうな意味もありまして、できれば当初の設置目的どおり、できれば全校一斉に食堂をご利用いただけるような対応をとってきたいと。これは基本的な私どもの考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま学校食堂のアスベスト除去の関係で、緊急度という点でいろいろご意見をいただきました。

先ほど建設課長がご答弁申し上げましたように、鳴子市で行った工事というのは、あくまでも除去工事をする際に、アスベストが飛散しないようにするためにエコ・24を吹き付けたということでございまして、ただ、それが工事費にどの程度影響したかというのは今後よく調べまして、なおかつ、こういう厳しい財政状況の中ですからそこら辺を十分に精査しながら工事についてはあたってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 6ページの障害者支援費事業の関係で、今回認定区分に係わる予算計上がされているのですけれども、この予算で大体どの程度の認定が要するに到達したのかということでお伺いをしたい。それが1点。

それから同じページの児童措置費の委託料なのですけれども、児童手当事務処理システムの開発業務ということで745万円の予算計上がされています。

それで先ほどの説明のときは、確か更新だというふうに説明されたのではないかと思うのですけれども、どの程度のシステム改造に係わって、どの程度のその費用が必要なのかよくわかりませんけれども、これの予算見積りはどんなふうになっているのか教えていただきたい。

それからもう一つ、その上の介護保険の関係で、地域包括支援センターのシステム開発の関係なのですけれども、これも金額はかなりシステム開発は非常にお金がかかるのですけれども、そういう点で475万円という金額も大きいのですが、これの予算の内訳はどんなふうになっているのか教えていただきたい。

それから7ページの教育振興費の関係でお尋ねをしたいのですけれども、就学援助に係わって、今回追加補正されているのですけれども、当初26名で予定していたのが29名。もしかするとプラスアルファということになるだろうということを想定して、今回追加をしたという説明でした。

この中で、以前から就学援助は一応一つの基準として生活保護の1.2倍基準にたぶんしていたと思うのですけれども、現在も同じような基準で対象を判定しているのかどうかお尋ねしたいと。それと合わせて、この中の準要保護の対象者としての何名が対象になっているのか教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのご質問のはじめのほうの3点につきましては、福祉保健課の私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の障害者の認定の関係でございますけれども、役務費と委託料、両方計上させていただいておりますが、この医師の意見書作成手数料、それから認定調査委託料とも対象者が居宅と施設合まして28名の方がいらっしゃいます。

それで今回予算を計上させていただきましたのは、平成18年度中に見込まれると、この調査、それから医師の意見書が見込まれるのが23名というふうに推計をいたしまして、28名の内の23名分ということで計上させていただいております。

それから児童手当システムの750万円の内訳でございますけれども、システムの中身の部分でございますけれども、まずハードの経費といたしまして87万7,000円。それからソフトの経費といたしまして331万円。それから導入支援ということでございますけど、これはシステムの初期稼働の支援ということで、これが291万3,000円で、これに消費税をプラスいたしまして745万5,000円ということで計上をさせていただいております。

それから包括支援センターのシステムでございますけれども、同じようにまずハードが77万2,000円、それからソフトが250万円、それから導入経費が125万8,000円で、これに消費税を加えまして475万7,000円と保守業務が22万8,000

0円という内訳になってございますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 7ページの小学校費の教育振興費の就学援助の関係でございますけども、現在、所得の判定については生活保護基準の1.3倍ということになってございます。

それから小学校分の準要保護の人数でございますけども、29名のうち要保護が1名で準要保護が28名でございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 参考までにちょっと聞きたいのですけども、障害程度の区分の認定の関係なのですけれども、28名のうち23名分を予算計上したと。あとちなみに5名はどうなるのでしょうか。どういうことになのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

それから就学援助の関係なのですけども、29名中28名が準要保護ということなのですけれども、簡単に考えると通常要保護は生活保護ですから、そうなりますとその生保基準よりも少し所得は何ほかあるかと。実際に考えてみますと、小学校ぐらいたとかなり所得の少ない人がいるのかなと。そういう点で言えば、本当は1.3の範囲に入るとしても就学援助の申請手続きをしないと、申請主義ですからこういうことになるのでしょうか。そんなような状況にもしかしたらなっているのではないかなというふうに思うのですけれども、担当から見てそこら辺どうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまの障害認定に関しまして、対象者28名のうちの23名を予算計上したことで、残りの5名がどうなるかというお尋ねでございますけれども、5名につきましては施設入所者ということでございまして、この施設が新体系に移行するためには5年間の猶予期間がございます。それで北海道が施設を対象に、その施設の新体系の意向調査を行ったところ、平成18年度中にはほとんどの施設が新体系に移行したいということでございますけれども、そのまま旧体系のまま残る施設もございまして、その分が5名ということで推計をさせていただいております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 就学援助の関係で、申請してない方でもほかにいるのではないかとございまして、これにつきましては先ほど田中議員も言われたように申請主義ということもございまして、また私どもで税の情報がなかなか見れないこともございまして把握は困難な部分があります。ただ、校長会・教頭会の中でも学校で集めるお金の関係もありますので、もし、そこで未納の方が出てくれば、こういう制度もありますよということをお話をしてくださいということは話していますし、また年度当初に書く保護者宛には一応全員に文章をお出しまして、こういう制度があるということで周知をして申請を出していただいているということでございまして、なお、今後につきましてもなるべくこれに該当する方ということで、保護者からの相談等ございましたら、またこ

れに基づいて対応してきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 先ほどちょっと言い忘れてしまって申し訳ないのですが、1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

7ページの一番上なのですが、農業振興費で今回たみらい農業協同組合の設立3周年記念事業の補助金として10万円予算計上されているのですが、100万円の事業費の中の10万円と。訓子府の割り当てというのか、それを持ってくれということなのだろうと思うのですが、これ私個人的な意見言わせてもらえれば、たかだか3周年、3年ですから、そんなもののその事業に本来自まかないでやるべき仕事でないのかなと。10年とか20年目とか、そういう節目であれば別としても、たかだか3年ぐらいのそういうその記念事業に補助をお願いしたいというのもちょっとどうかと私は思うのですが、ちなみにちょっとお聞きしたいのは、100万円のうちの10万円が本町で一つお願いをしたという要請が来ているのだと思うのですが、周辺の町はどういうことになっているのか、もし、その内訳等がわかればちょっと教えていただきたいと思うのですが。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 100万円の内訳ということなのですが、これにつきましては北見市が80万円、我が町と置戸町が10万円ということで、置戸については昨日議決されていると思いますけど、北見はこれから提案するというような形になっております。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 今のこのたかが10万円の3周年記念に寄付をお願いしたいと。私は今話を聞きますと100万円の事業費、全部補助金でやるのではないのかな、違うのかな。これはちょっとどうかと思うのですが、やっぱり本当に農業さえ、組合員を交えてやるとすれば、当然組合員の方の自己負担も当然だろうというふうに思うのです。そして、あまり組合員に対してそれだけ補助を行政にお願いして、なるべく組合負担を少なくするという事は、一つにはあまり組合員に対するこの3周年で記念事業なりをやるということ事態が、あまり組合員は同意してくれないから行政自治体に応分の寄付をしてもらってやろうということなのですが、これはちょっと何かたかが10万円といえども、ちょっと先ほど松浦議員さんが言いましたように、3周年でやる、例えば節目の10年とか20周年とか、そういうことでしたらこれはあれなのですが、農業祭的なことは毎年やっているのです。それと一つには、この3周年でやるというのはどうも来年改選なのです。選挙絡みと、何か人気取りにやるのでないのかというような、そんな変な見方もしますので、私はちょっとどうかと思うのですが。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） ただいまの質問なのですが、まず事業費につきましては、まだ確定ではないのですが600万円予定しています。それでJAの負担が500万円、行政負担が先ほど言いましたように100万円ということで予定されております。

そして、今のタイミングということは、合併した際にはかなり町意識ですとかありまし

たけども、大々的なものというのはなかったということと、あと北見市が行政合併したと。こういうことも合わせた中で、聞いた話で僕ら主催するわけではないですけども、ＪＡきたみらいの合併の３周年と、あと新北見市の合併を記念してきたみらいの組合員と地域住民の交流を図って、ＪＡの取り組みについて理解をいただきたいというような趣旨で進めているというふうに聞いております。それで３周年という形になったのだと思います。

それで内容につきましては、文化講演会、たまねぎサミットというのはかつてやっていたのですが、今回いも玉サミットと。それと大きなふれあい農業祭ということで、これではかなり大きな予算をとって、これは公開録音も含めた中でかなり大々的にやりたいというふうに聞いております。

いずれにしても、行政の支援を求めたというのは、どちらかという行政と農協とあと地域住民が一体となった取り組みだというような位置づけで、この農業祭を開催するということだと認識しております。

議長（柴田喜八君） 皆さんにちょっと申し上げます。

予算の質疑ですから、一般質問的なことにならないように一つ注意をしていただきたいのと、当初申し上げましたように、１人２回までとなっておりますのでご注意ください。

次に、１２番、小林一甫君。

１２番（小林一甫君） ３ページお願いいたします。前段でご説明あったのかどうか、ちょっと聞き漏らしましたのでお伺いしたいのですけれども、２，９００万円の事業費で今回地方債２，７５０万円ということでありまして、この２，７５０万円につきましては、後日、国から何か支援的なものがあるのかどうかお伺いをしたい。

次にページ数７ページ。農業基盤整備事業費の中の、これは６款、１９節になります。農地・水・農村環境保全向上活動モデル支援事業負担金であります。このことにつきましては、私も一般質問で若干質問した経過ありますけれども、この事業、今年はモデル事業でありますけれども、来年から本格的にはじまった場合、例えば全町的に申請があった場合、それに対応できるのかどうかその１点をお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案の３ページでございます訓子府小学校食堂アスベスト除去事業に対する起債限度額２，７５０万円に対する今年度の国の財政支援についてのお尋ねをいただきました。

これにつきましては、４割が今年度に地方交付税で措置されるということになります。２，７５０万円の４割と申しますと、１，１００万円が交付税措置ということでございます。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 農地・水・環境の関係なのですが、これにつきましては大体集落単位でひとくくりというような取り組みになってございますけれども、実質的には出てきたものすべて取り入れるというのは可能だと思います。ただ、４分の１が町費ということがございますので、その財政的な部分でかなり問題なのかなと。あと、これの取り組みについては、今年西富でやらせていただきますけれども、かなり住民が主体的に動かなければならない。さらに、こういう地域活動を実践できる場がなければならぬということで、かなり限定されるのかなというふうには認識しております。いずれにいたしまし

ても、今年状況を見て検討していかなければならないというふうに思っています。

議長（柴田喜八君） 12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） もう一度3ページお願いしたいと思います。先ほど、答弁では4割は地方交付税で面倒を見てくれるというようなことでありますので、先ほどは2,750万円全部が町から手出しで工事をするというような感じで聞いていたのですけれども、それであればやはり1日も早く子供たち、また子供たちの交流のためには、早く工事を進めていただきたいというのが私の考え方でありまして、その辺よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま小学校食堂のアスベスト除去の関係で、起債の財政措置があるということで少しでも早くという話がございましたが、残りの6割は町費負担ということもございますので、先ほど佐藤議員さんからのお話ありましたことも含めて、十分検討した上で対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） アスベストの関係で7ページなのですが、この東京エコ・24というのはアスベスト問題が出た何ヵ月もしないうちにこのことが新聞か何かでちょっと報道され、そういう研究をしているという報道がありました。非常に楽しみにしていたのですが、間に合わなかったということでして、今回も記事の中にそういうことがあって出たかと。ところが国の財政措置と言うか、その中に入っていないというような状況にありますから、これ私も反対ではないのですが、もう少しこのことについて研究すべき点がないのかなと。今急々に情報を取って聞くということで、情報ではそのことによって半額ぐらいで済むと。飛散もしないという状況ですから、それが前処理とかというようなことではなかったような気がするのです。ですから、子供たちももちろん大事ですし、財源も補助でまかなうということではないわけで、借金ですから十分そのことも考えて焦らないでもうちょっともう少し研究したほうがいいのかという。やることについてはどうのこうのではないのですが、あとから悔いの残さないように、ぜひもっと研究してほしいという考えが一つあります。

それから、予算の関係ですから一般質問的になると議長に言われるかもしれませんが、今、例えば前回の除去作業のときにも町内の業者を使って云々ということがございましたが、失業者がたくさんいるということありまして、もし、そういう方向に動くということであれば、今我々の仲間もずいぶん失業しています。ぜひ、そういう場合にはジョイント組んででも、町内のそういった人たちも使えるような体制も含めて、事業あるごとに我々が言わなくても、町内の業者あるいは町内で働いている人がある程度恩恵受けれるようなことも含めて、ぜひ考えてほしいと思っておりますけれども、その点について何かあれば伺いたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいまアスベスト除去の関係で、2点にわたってご質問をいただきました。

まず、1点目につきましては、我々も新聞記事を詳細見ていなかったという点もございまして、ちょっと反省をしておりますけれども、現在のところ非常に情報が不足してござ

います。先ほど建設課長が答弁申し上げましたように、その鳴子でやったのも封じ込めではなくてあくまでも除去工事をやったと。そのアスベスト処理するときに、飛散しないようにエコ・24を使ったというような情報ではあるわけです。これは果たして、そのエコ・24の効果というものが、どういうものかというのが非常に情動的に不足してございますから、もう少し詳しい情報が入った後に、工事費との関連も含めて十分検討いたしまして、発注工事するかしないかのことも含めて、判断をしてみたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

発注にあたっての工事に携わる事業所の関係につきましては、最近ちょっと得た情報ですけれども、昨年小学校の教室の除去工事を発注いたしましたが、そのころはまだ資格を取得している業者が少なかったのですけれども、最近地元でもそういう資格を取った業者もあるやに聞いております。そこら辺も含めて、発注の際には十分ただいまのご意見を参考にしながら発注にあたってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第36号の質疑を終了いたします。次に、議案第37号の質疑を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようなので、議案第37号の質疑を終了いたします。以上をもって質疑は終了いたしました。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論をお願いいたします。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論は終了いたします。

これより一括議題の議案第36号、議案第37号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。議案第36号、議案第37号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号

議長（柴田喜八君） この際、日程第6、議案第38号、日程第7、議案第39号、日程第8、議案第40号、日程第9、議案第41号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第38号から順次お願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第38号についての提案説明をさせていただきますので、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のように制定しようとする

ものでございます。

条例の内容につきましては、記以下に記載のとおりであります。まず第1条では、この条例の趣旨を規定しており、第2条では、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を例示してございます。

まず第1号では、事務用機器、電気機器、通信用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商習慣上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるものと規定してございます。具体的な事例をあげますと、P P Cコピー機ですとか、印刷機などの使用契約はこれに該当するかと思います。

第2号では、庁舎等の管理業務、庶務等の事務処理に係る業務その他役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものと規定してございます。具体的な事例をあげますと、庁舎警備等の契約ですとか、自動ドアや事務機器等の保守点検契約、この他先ほど第1号で説明しました印刷機等の使用契約などがこれに該当するといえます。

なお、これらの契約の現状を簡単に申しますと、契約期間はすべて単年度契約ということで契約しておりまして、法で認められております見積り合わせや契約案の決裁までを年度内に行い、年度が明けた4月に入ってから契約の締結を行っておりましたので、従前ですと年度初めの多忙な時期に契約の相手方にご足労いただくなど、一般の商取引では考えられないような負担をかけていたところもあります。また、この条例の制定により、こうしたことが改善されるほか、町の事務につきましても軽減されるものと考えております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしてございます。

以上、議案第38号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 議案書の14ページをお開きください。議案第39号について提案説明をさせていただきます。

議案第39号 財産の取得について。

次の財産を取得したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定より議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

事業名は、各小学校教育用コンピュータ整備事業であります。

契約の相手方でございますけども、北海道市町村備荒資金組合、組合長、寺島光一郎です。

なお、この契約事務につきましては、北海道市町村備荒資金組合と今回の入札で落札しました株式会社小柳中央堂との間で売買契約を行い、契約完了後に本町に譲渡されるものでございます。

契約金額でございますけども、2,717万7,045円であり、内訳につきましては、落札金額が2,588万2,900円、消費税が129万4,145円でございます。

品名・数量につきましては、訓子府小学校が教師用コンピュータ25台、児童用コンピュータ40台、校内LAN整備ほかでございます。居武士小学校は、教師用コンピュータ9台、児童用コンピュータ13台、校内LAN整備ほかでございます。

なお、納期限は、平成18年8月20日でございます。

以上、小学校教育用コンピュータの取得につきまして、議会の同意を求めるものでありますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 施設車両課長。

施設車両課長（小田藤夫君） 議案書の15ページ、お開き願います。

議案第40号 損害賠償の額の決定について、ご説明をいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものでございます。

記以下をご説明いたします。

1．相手方は、北海道北見方面網走警察署、署長、大森勲です。

2．損害賠償の概要についてであります。平成18年5月2日午後2時15分頃、町職員が公務で公用車を運転中、過失により対向車線側の横断道路歩道用手押し式の信号柱及び信号機を破損させた損害に対して、損害賠償をするものであります。

3．損害賠償額は、事故に対する損害賠償の額を120万円と定めるものであります。

以上、5月2日発生 of 公用車事故による損害賠償の額の決定について議決を求めるものであります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） ここで午後2時まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第41号について提案説明をさせていただきますので、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号 北網広域圏組合同規約の変更について。

市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項、並びに地方自治法第286条第1項の規定により、北見市、常呂郡留辺蘂町、同郡常呂町、同郡端野町、網走郡女満別町及び同郡東藻琴村を北網広域圏組合から脱退せしめ、北見市及び網走郡大空町を同組合に加入せしめて北網広域圏組合同規約の一部を次のとおり変更しようとするものであります。

この規約変更につきましては、平成18年3月の北見市外3町及び女満別町外1村の合併に伴う北網広域圏組合同規約の変更協議にあたり、地方自治法第290条の規定に基づく議会の議決を求めるものでございます。

それでは、北網広域圏組合同規約（平成4年規約第1号）の一部を変更する規約の内容について説明をいたしますので、18ページ以降の規約の新旧対照表と合わせてご覧をいただきたいと思います。

今回の規約変更にあたっては、施行日の関係から大きく2条に分けて改正をしてまいります。

まず、第1条の変更規定でございますが、本則中「関係市町村」を「関係市町」に改めるものでございますが、合併により東藻琴村が組合から脱退することに伴い、村の文字を

削るものでありますが、第2条中の改正、それと第3条中の改正、第9条及び第10条中の改正、それと別表第1中の改正についても同様の理由によるものでありますので、当該部分の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、第2条中の改正につきましては、「斜里町」の次に「、大空町」を加え、「、留辺蘂町」、「、女満別町、常呂町、端野町」、「、東藻琴村」を削るものであります。

次に、第5条第1項の改正につきましては、組合議員の定数を「14人」から「10人」に改めるものでありますが、これにつきましては14市町村が合併により10市町になったことによるものでございます。

次に、別表第2の改正につきましては、基金の出資額及び出資比率を定めた表の改正であります。19ページの新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

一番上の北見市につきましては、合併前の北見市、留辺蘂町、常呂町、端野町の合計額を新北見市の出資額にしてございます。同様に、女満別町と東藻琴村の合計額を大空町の出資額とし、それぞれ出資比率も同様に整理しようとするものでございます。

なお、ただいま説明しました第1条の変更規定につきましては、附則の第1項にありますように、北海道知事の許可の日から施行することとしております。

続きまして、この変更規約の第2条の変更規定についてでございますが、これは組合経費の支弁方法を定めた別表第1の改正でございます。

現行の負担割合は、北見市と網走市がそれぞれ25%ずつ、残りの50%を構成している12町村で均等割、人口割、これ交付税でございますけれども、基準財政需要額割に区分し、それぞれ3分の1ずつを配分して計算しておりましたけれども、これを各市・町の出資比率により計算しようとするものでございます。

なお、この改正規定につきましては、附則第1項にありますように、平成19年4月1日からの施行となっております。

また、附則第2項にありますように、平成18年度の負担金の額につきましては、合併前の市町村でそれぞれ計算した額とし、合併した北見市と大空町の負担額については、それぞれ構成市町村の合算額とする経過措置を設けているものでございます。

以上、議案第41号の提案内容について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議案第42号

議長（柴田喜八君） 次に、日程第10、議案第42号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 議案書の20ページをお開きください。議案第42号の提案説明をさせていただきます。

議案第42号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合を組織する北見市、東藻琴村、女満別町、端野町、留辺蘂町及び常呂町が脱退し、北見市及び大空町が加入したため、網走地方教育研

修センター組合同規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

網走地方教育研修センター組合同規約の一部を次のように変更するものでありますが、今回の改正は、北見市外3町及び女満別町外1村の合併に伴い改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第3条中、「東藻琴村、女満別町」を「大空町」に改め、「端野町」、「留辺蘂町」及び「常呂町」を削るものでございます。

別表選出区の項中「東藻琴村、女満別町」を「大空町」に改め、「常呂町、端野町」及び「留辺蘂町」を削るものでございます。

附則であります。この規約改正については、北海道知事の許可が必要なため、改正規約の施行日は北海道知事の許可があった日からとしております。

以上、網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） ただいま提案説明が終わりました議案第42号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議会は議決前に教育委員会の意見を聞かなければならないことになっておりますので発言を許します。

教育委員長。

教育委員長（白崎隆誠君） ただいま議長さんから教育委員会の意見を求められました。お答えさせていただきます。

去る5月24日開催の訓子府町教育委員会会議において、網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について審議いたしました結果、変更することに異議ないとの教育委員の意見でありましたのでご報告申します。

議長（柴田喜八君） 以上で意見の聴取を終わります。

議案第43号

議長（柴田喜八君） 次に、日程第11、議案第43号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案21ページをお開き願います。

議案第43号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、提案説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の規約改正条文の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合同規約第9条第1項に次のただし書きを加えようとするものでございます。

ただし書きの内容は、ただし、条例の定めにより、組合に収入役を置かないことができるというものでございます。

これは現行では規約の第9条におきまして、収入役1人置くことと規定されてございますけれども、組合を取り巻く環境が厳しさを増す中で、組合の機構改革の一環として収入役の常置規定を見直すという意義がございます

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するということでございますが、これは一部事務組合の規約の変更につきましては、市町村にあっては都道府県知事の許可を受けなければならないという地方自治法の定めによるものでございます。

以上、改正点についてご説明申しあげましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で議案第38号から議案第43号までの各案の説明が終わりました。

議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号

議長（柴田喜八君） これより議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号について各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第38号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） この長期継続契約の説明先ほどいただいたのですけれども、忙しい4月の時期にいろいろご足労願ったりして、継続の処理を今までもしていたということなのですけれども、これが継続ができるこの条例ができれば、事務的には非常にスムーズになるというような説明であったのですが、その事務的だけでなく、これをその継続して長期にわたって継続することによるその契約金額。これらについては、そういうものも含めて、長期に継続して契約しますよというようなことも含めて、契約することによるメリットというのがその時点で出てくるのか出てこないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけど。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、長期契約に伴います財政効果的なご質問をいただきました。

従前ですと、公式な部分には出てこない、いわゆる事務連絡的なもので更新もあり得ますような形で進めてきたところなのですけれども、これからこの条例が制定されたことによりまして、堂々と例えば3年間なら3年間という機関で見積り等いただいて契約することができますので、そうした意味では一定程度その財政効果も期待できるのかなと思います。

ただ従前、更新規定というものを設けて両者特に異議ないときは、さらに1年間というような契約条項も含めて運用していた部分もあるのですけれども、これらも今度堂々とできるということで、そのメリットをやっぱり大きいのかなと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） それによってこの長期継続契約というのが、今3年という話あ

りましたけれども、この継続が3年で区切られるものなのか、なおかつ、その長期契約という内容が5年は引き続きできるのか。

最初の説明では、単年度でできないものをするというふうに認識したものですから、翌年にわたってそういう計画をきっちり結ぶものかという理解をしたのですけれども、今の話では3年間そういう計画もできるというような内容であれば、合わせまして、どこからどこまでが長期継続ができるのか、そういう運用規定があるのであれば教えていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま契約期間の関係でお尋ねをいただきました。

自治法の定めから言いますと、基本的には契約期間というのは1年を超えることできないです。それが例えば、債務負担行為としての議会の議決を受けるですとか、あるいは今回この条例制定することによりまして、複数年の契約が可能になるということでございます。

契約期間の定めにつきましては、私先ほど3年と言いましたのは、例えば3年いろんな施設の維持管理ですと最低でも3年ぐらいのスパンが必要でなからうかという部分で、従前ですと自動更新の契約規定を設けながら大体3年くらいで仕切っているということでございます。ですけれども、例えば事務機器の更新ですとか、そういうものは5年程度でもかまわないのかなというふうに考えてございます。ものによって、やっぱり3年ですとか5年ですとかという基準になるかと思えますけども、現時点で具体的にまだ決めたものございませんけれども、ただ自由競争を損なわないようなものにしなければならないということは考えますと、最長でも5年かなということと考えてございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） また、余計なことを言うと言われますかもしれませんが、一つ長期継続契約というのは、非常に町民の視点からすれば本当にそれで大丈夫なのかな、いいのかな、いい面と悪い面が両方出てきはしないかなと。そういう心配がありますので、一ついい面をこれは本当にいいものだというようなことで、この条例を制定してその条例の効果を出していただきたいというふうにお願いたします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま議員からご指摘のありましたとおり、この条例の目的を考えたときには、やはり前提になっているのは自由競争というのを絶対妨げないというものがやっぱり根っこにありますので、極力價格的には有利なほうで契約できるような形で、これからもまた検討してまいりたいと思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

12番、小林一甫君。

12番(小林一甫君) 今回、小学校の教育用コンピュータ整備事業ということで、かなりの金額載っていますけれども、今までのコンピュータはどう処分するのか、下取りに出すのか出さないのか、そのまま処分するのか。

それと小学校のコンピュータの利用状況、わかれば教えていただきたいと思います。

議長(柴田喜八君) 管理課長。

管理課長(平塚晴康君) お尋ねありましたコンピュータの処理でございますけども、現在使用している部分というのは相当古い部分がございますので、基本的には廃棄をするということで今考えております。ただ、場合によっては教室で子供たちが使うということもできますので、そういった部分で若干使用するものも出てくるということでございます。

あとパソコンの利用状況でございますけども、各学年、基本的には3学年以上になりますけども、総合的な学習の時間に主に使っている部分。それから高学年になれば、社会科で調べ学習ということで使う部分もございまして、年間でも相当数の時間を使用しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長(柴田喜八君) ほかにございませんか。

3番、渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) このコンピュータの関係なのですが、まず1つ目は、訓小の場合は生徒数もっと学年別に見ますと多いと思うのですが、40台では一同に会して、例えば6年生であれば6年生一同に会して全部がやるということではできない。この台数ではできないのではないかと。居武士小の場合は13台あれば、例えば学年で言えば全学年できるかもしれませんが、その辺がちょっとどうなのかなと。例えば訓小の場合、教室別にやると、従って40台あれば1学級が全部できるということではないかと思うのですが、どういうふうにあれするのか。

それと、今ちょっと小林議員からもありましたように、従来のコンピュータは何年使用したのか。

そして、また更新しなければならないというのは、いろんなどんだんのいいものができてきて、古いものはなかなか使いづらいつらいつらとか、そういうようなことでやはり入れ替えるということなのですが、ここでちょっとお聞きしたいのは、例えば購入するのではなくリースということも考えたことがあるのかどうか。例えばリースでやるとすれば、もっとも負担がかかるのですよということであれば、これも仕方ないのかなと。そういったことを検討したことがあるのかどうか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

議長(柴田喜八君) 管理課長。

管理課長(平塚晴康君) まず、学校の今回購入しました台数との関係でございますけども、訓小の場合については40台購入してございますけども、渡邊議員言われたように、

同じ6年生なら6年生一同に会してということでは、今、現状では台数は不足するということになりそうですけども、いずれにしても、授業はそれぞれ各学年の各教室ごとになっておりまして、例えば6年生だと2クラスになっておりますので、その教室ごとにこのコンピュータを使うと。ただ、実際4年生だとか1年生が1クラスでございまして、1年生であれば特殊学級も含めたら40名おりますので、この台数が後に必要になってくるということもございますし、4年生については今37名ですのでほぼこの台数を使うということですので、ただ、学年が一同に会してということなかなか難しいということもありますし、パソコン教室にもそれだけのこれらを装備できる大きさもないものですから、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それから従来のコンピュータにつきましては、平成10年に入れたものでございます。そのときから見ますと、コンピュータに入っていますソフトの容量だとか、それらが全部変わってきてまして、それに対応できるものが、機械が古くなっているものですからできないということもございまして、今回更新をしたということでございます。

それからリースで検討したことがあるかというお尋ねでございますけども、この導入にあたりましてはリース、それから購入ということで検討はしてまいりましたけども、いろいろ検討の結果、購入ということでさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論も終了いたします。
これより議案第41号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第42号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。
討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより議案第42号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第43号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。
討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより議案第43号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第44号 相内線交通安全施設整備工事第2工区請負契約の締結について、議案第45号 末広団地公営住宅新築工事請負契約の締結についての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よってこの際、議案第44号、議案第45号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第44号

議長（柴田喜八君） 最初に、議案第44号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） それでは、議案第44号 相内線交通安全施設整備工事第2工区請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

工事名は、相内線交通安全施設整備工事第2工区であります。

契約の相手方は、丸建・久島・日本高圧特定建設工事共同企業体でございます。

契約金額は1億9,530万円で、内訳は落札金額1億8,600万円、消費税930万円となっております。

構造につきましては、橋梁上部の桁がポストテンション方式2径間連続PC中空床版橋でございます。

工事の概要は、橋梁上部工一式、橋長53.4メートル、道路工一式、延長101.8メートル、幅員は車道幅員5.5メートルの造成幅員7.5メートルでございます。

工期は、平成19年2月20日までであります。

以上、相内線交通安全施設整備工事第2工区請負契約の締結について、議会の同意を求めるものでありますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） これより議案第44号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 最近、いろいろマスコミやなんかでも報道されているのですが、この契約にあたるその見積りなのですが、北海道の場合ですと道単価の基準を準用して見積り単価を出しているということなのですが、最近やはりにそれらに問題があるのでないかというようなその見直し論議もあちらこちらで出てきている部分があるので、今回この契約金額が1億9,530万円ということですから、たぶんまだ訓子府の場合は道単価を基準として算出されているのだらうと思いますけども、これらその見積りの方法というか、見積りの算出基準の見直しというのは、やはり今までどおり継続してそういう考え方で進むつもりでいるのか。それともどこかの時点では、そういう今の基準に、今のと言うのは標準的なその地方地方と言うか、自治体にあった見積りの算出のやり方をするつもりでいるのか、それをちょっとお伺いしたいと思いますけど。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） この工事につきましては、交付金事業で行っております。

交付金事業につきましては、国の補助が60%受けてございます。当然、会計検査の対象となっております。会計検査等につきましては、もちろん町の検査もございますけども、資料とそれと算出根拠と示しております。

補助事業につきましては、北海道の指導もございますので、道の歩掛等を使用し、単価等についても、道の単価等を使用して積算しております。

今後につきましても、同じような形で道の単価を使用していくような考えであります。

以上でございます

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 誠に申し訳ないのですけれども、勉強不足で聞くのがちょっと恥ずかしいと思うのですけれども、ちょっと教えていただきたい。

構造の部分で、ポストテンション方式2径間連続PC中空床版橋というのはどういうような構造なのか、教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 構造につきまして、まずポストテンション方式というのは、現場地でコンクリートを打ちます。

それと2径間連続。2径間というのは、桁が2つに分かれている構造になっております。

それとPC中空床版。PCというのは、PC線で桁を緊張させて強度を保つような構造になっております。

それと中空床版というのは、コンクリートの重量を軽くするために、中空の状態の構造をつくっております。

以上、それぞれ分けた説明でございますけども、以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより議案第44号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号

議長（柴田喜八君） 次に、議案第45号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案第45号 末広団地公営住宅新築工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

工事名は、末広団地公営住宅新築工事であります。

契約の相手方は、久島工業株式会社、代表取締役、久島正之でございます。

契約金額は7,161万円で、内訳は落札金額6,820万円、消費税341万円となっております。

構造につきましては、補強コンクリートブロック造2階建てでございます。

工事の概要は、1棟4戸、1階床面積197.14平方メートル、2階床面積177.

1平方メートル、延床面積374.24平方メートル、外構一式となっております。

工期は、平成18年11月30日までであります。

以上、末広団地公営住宅新築工事請負契約の締結について、議会の同意を求めるものがありますので、ご審議の上、決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） これより議案第45号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） この工事ですけれども、従来の工事の内容と施工、それぞれ同じようなやり方でやるのですか。それお聞きしたいのと、もし違うのであれば、平面図ぐらい提出をしていただきたいとこのように思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） これにつきましては、昨年と同じ1棟4戸の住宅を建設してございますが、それと全く同じ建物でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後6時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 6時00分

一般質問

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

日程第12、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 前回に引き続きまして、今国の制度がごろごろ変わる、そのような状況の中で特に大きな変化をこの障害者の方たちに与えようとしている、障害者自立支援法について伺いたいということで、質問の9項目ほど通告しています。逐次お尋ねいたしますので、先ほど議長からお話がありましたようにできるだけ1答目は完結にさらっ

とお願いをしたいと思います。

まず、1点目は、障害区分判定の結果ということで、今回の議会でもこれに関わる予算の計上がありました。すべての方が結果が出ているかどうかわかりませんが、判定に係わる申請はすでに終わっているだろうと考えますので、結果について、わかっているだけで構いませんのでお示しをいただきたい。

それから2つ目なのですが、現在この判定区分別にしますと、どんなサービスを障害者の方が受給されているのかということで、受給状況について伺いたい。

3つ目になりますけれども、旧制度での療護施設、知的障害者の更正施設、重度棟ケア施設の入所状況と自立支援法の障害区分判定で施設サービス受給の対象外と判定され、経過措置対象者になるケースがあったかどうかですね。現在までの状況で、これらについてわかりましたら教えていただきたい。

4点目は、上記入所者の1割定率負担の負担額軽減制度。これが今回の制度の創設と伴って、1割負担が受益者から多過ぎると大きすぎるということで批判を受けているわけですが、いわゆる負担軽減の制度があるからいいのではないかというようなことで、何とか納得してもらおうというようなことのようにも思われますけれども、そのような軽減制度がつくられています。これの活用規模に係わる申請件数。それから申請した結果、減免の適用になるという件数について教えていただきたい。

5点目になりますけれども、今回大きな特徴になりますけれども、自立支援医療という形で更生医療あるいは精神障害者の医療というようなことも一本化されるというようなこととなります。その医療費の負担がこれも定率になると。これについての対象者の申請件数と対象者数、これの数値についてお示しをいただきたい。

6点目に、町内で運営されております、障害者施設として機能しております「たんぼぼ」、これについての影響がどのようになるかという点でお伺いをしたい。

7点目に、地域生活支援事業として、ここに「たんぼぼ」等の位置づけというふうに書いてありますけれども、現在は「ほんわか堂」と「たんぼぼ」が合併するというふうな話になっていますけれども、まだ9月の末まで継続するというような状況内容ですけれども、それらに係わってこの事業の中でどのような位置づけをするのかと。また、この障害者支援制度は障害者福祉計画。これを樹立するということが、大きなテーマになっています。この福祉計画で、どのように地域の活動を発展させるか。また、発展に必要と思われる北海道の福祉計画。この計画にどのように反映させるために努力されるのか伺いたい。

8点目になりますけれども、先ほども少し申し上げましたけれども、障害者自立支援法の最大の課題点は、応益負担の導入で利用者と親の負担が増えること、入所、通所施設の運営の公費負担削減での運営に対する不安にあるというふうにされています。ここに4点ほど課題点を列記しています。

まず1つは、運営の困難として、人件費の削減で指導員などが減少するのではないかと不安。

2点目は、障害が重い、多くのサービスが必要な人ほど負担が重いと。そういう制度だという点。

3つ目は、がんばって働いて収入を得るほど軽減されないという側面を持っているという点であります。

4つ目は、障害を持つことを自己責任として、働く、生きる権利を奪うと。このような

性格を持っている制度だというようなことで、障害者などから批判、評価されているところでもありますけれども、福祉を預かる行政の責任者として、執行者としての所見を伺いたいと思います。

9点目は、施設入所者と家族的確な状況の把握、また状況に応じた負担軽減の検討が必要でないかという点で、どのように考えておられるか伺いたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長

町長（深見定雄君） ただいま障害者自立支援法につきまして、9点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「障害区分判定結果の状況について」のお尋ねですが、障害程度区分判定は、この4月に北見市、置戸町と共同設置した「北見地域障害程度区分認定等審査会」において判定を行うこととなりますが、自立支援法の経過措置によりまして、程度区分の判定を必要とする「介護給付費」「訓練等給付費」等は、本年の10月から実施するとされていることから認定審査会が開催されておらず、現状では判定結果をお答えすることはできません。

2点目の「現在の判定区分別のサービス受給状況」につきましても、認定審査会が開催されていないことからお答えすることができない状況にあります。

また、3点目の「障害区分判定で施設サービス受給の対象外と判定され経過措置対象者になるケースの発生状況」と4点目の「負担軽減制度の活用の申請件数、減免適用件数」につきましても同じ理由でお答えすることはできませんが、平成18年10月1日時点で現に運営している施設は、平成23年度末までは従前の形態での運営が可能であるほか、平成18年9月末時点で施設に入所、あるいは通所している利用者は平成23年度までの間は継続的に利用が可能となっています。

また、施設が新体系に移行した場合、利用者が障害程度区分の要件に該当しない場合であっても、平成23年度までは引き続き利用が可能であるとされています。

負担軽減制度につきましては、該当者がある場合は制度が適切に受けられるよう対応してまいります。

これらの4点のお尋ねには、障害程度区分の判定が行われていないことからお答えすることができませんでしたが、10月からの制度運用に向けて今後事務を進めてまいりますので、近いうちに状況をお示しすることができると考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、5点目の「自立支援医療の申請件数と対象者数」についてのお尋ねですが、自立支援医療は障害に係る公費負担医療制度の再編として、本年4月から新体系に移行しており、支給認定の手续や利用者負担の共通化などが図られております。

本町での自立支援医療受給者証交付状況は、精神通院公費51名、更生医療10名となっておりますが、該当者に対し事前に通知を行い、申請を受け交付しております。なお、育成医療に係る自立支援医療の申請は、保健所の所管となっていることから受給者証の交付状況は把握しておりません。

次に、6点目の「町内の障害者施設として運営されている“たんぼぼ”への影響は」とのお尋ねですが、地域共同作業所“たんぼぼ”は、法定外の無認可施設として運営されて

おりますが、訓子府町における心身に障害のある方のよりどころとして重要な役割を果たしてきたと認識をしております。

しかし、障害者自立支援法の施行に伴い、今までの国庫補助金が廃止されるなど運営が困難な状況となるため、母子健康センターで活動を続けている“ほんわか堂”と合併し、第2種社会福祉事業として法人格を取得し運営を継続することが可能であると考えているところであります。

また、関連して7点目で「地域生活支援事業として“たんぼぼ”の位置づけと、障害者福祉計画でどのように発展させるのか。また、北海道福祉計画にどのように反映させるのか」とのお尋ねですが、障害者自立支援法では市町村の地域生活支援事業として「障害者等につき、地域活動支援センターその他の施設に通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業」を行うものとされており、第2種社会福祉事業として法人格を取得した後は、法に定める地域活動支援センターと位置づけるものと考えております。

また、障害者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を平成18年度末までに一体的に策定することが義務づけられており、その策定の準備にかかっているところですが、皆様のご意見を伺いながら、計画の中で訓子府町における障害者の生産活動や交流の場として、重要な位置づけがなされるものと考えております。

次に、8点目の「障害者自立支援法の最大の問題点として、応益負担の導入で利用者の負担が増えること、施設運営に対する公費負担削減などによる不安に対する行政の執行者としての所見は」というお尋ねですが、自立支援法の背景の一つには、従来支援費制度による利用者が想定を大きく上回り、財政事情が厳しくなったことが挙げられており、こうしたことから利用者の原則1割負担の考えが導入されたものと認識しておりますが、このことによって財源が確保され利用者を増やすことができることから、主要な障害者団体が法律の早期成立を求めたとも報道されております。

こうした福祉制度の財源確保の問題については、単に障害者自立支援法の問題にとどまらず、年金・医療・介護保険制度など社会保障制度全体の枠組みを今後どのように考えていくのかという大きな問題でもあると認識をしております、一概にお答えすることができませんが、いずれにいたしましても障害のある方たちが安心して暮ることができる仕組みづくりが必要であると考えております。

次に、9点目の「的確な状況の把握、状況に応じた負担軽減の検討が必要でないか」とのお尋ねですが、施設入所者とその家族に対しましては、行政としてその状況の把握はしておりませんが、先にご説明したとおり、本年度において障害者計画、障害福祉計画を策定する予定としており、この計画策定にあたってアンケート調査などを行い、さらに的確な状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、負担軽減につきましては利用者負担の上限設定があり、入所施設やグループホームの個別減免、高額障害福祉サービス費の支給などの措置もありますので、過重な負担にならないよう設定されているものと考えております。

しかし、利用者負担の増加により施設退所者が増えてくるとも報道されており、今後本町における施設入所者の状況を見ていく必要がありますが、軽減措置の実施予定がある地

方自治体はわずかなうえ、北海道としても現在のところ軽減措置を行う考えはないとしていることから、今後の状況を見極めながら対応したいと考えております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 現在までの障害者自立支援法での町としての対応と言いますか、まだ実際に機能するまでに至っていないというような状況にあるというようなことで、1から4までは後日に明らかになるというような状況だという報告がありました。いずれしましても、この障害者自立支援法ができて、これらの項目で示したものが一つひとつ障害者の供給サービスとつながってくるというようなこともありますし、実際に事務の状況がどうなるのかという点で言いますとなかなかわからないと。判定結果が出てびっくりしている人も中にはいるようですけれども、そういうような状況もあるというふうに伺っていますので、できるだけ早い機会にこれらの事務的な手続きが終わっていかなく制度に入れるように、まず準備をしていただきたいなと。

この4までの質問項目に係わってお伺いしたいのですけれども、前段の予算質疑の中で町外の施設入所者の係わりで28分の23の方が、いわゆる障害の判定区分による施設入所で、今後どのようになるかというようなことがすでに決まっているというふうなお話がありました。あとの5名の動向が運営している施設が経過措置の中で、とりあえずその状況後にどうなるかわかってくるというようなお話がありました。

ここでも述べましたように、この障害者自立支援方法の公費負担の削減が施設の運営を困難にしているというような状況の中で、施設として運営できないというようなことでずいぶん困っている施設があるというように伺っています。この5名の方が現在にそのどんなような施設に入っておるのかわかりませんが、そういう困難な状況を持っておられる方なのかどうかですね。この機会に伺っておきたい。

それからもう1点は、施設に係わってこの障害者自立支援法の一つの眼目であります脱施設と言いますか、いうようなことが一つのねらいだというふうにも報道されています。いわゆる脱施設で生活できるという状況であればいいのですけれども、実際には施設からの締め出してないかというように批判もされているわけですが、そういう点で施設からの締め出しということが起こらないように、ぜひ訓子府の福祉行政を預かる担当として気を配っていただきたいと思いますというふうに思うのですけれども、これについて伺いたい。

それから、先ほどの自立支援医療の関係について伺います。すでに医療関係に必要な手帳の交付を終わっているということで、51名の方の町民が交付を受けている。それが更生医療の関係では10名の方が受けていると。いずれも大変だと思うのですけれども、特に更生医療の関係は主に血液に係わる医療と言いますか、そのようなことでなかなか頻度が高くなりますと大変お金がかかるというようなこともあります。今までは道の制度もありまして、1割の負担ではなかったのですけれども、今度は同じひとくくりにして1割の負担にするというような状況になったというふうに伺っています。そういうことを考えますと、障害者でまず仕事が十分にできないというような状況の方や、それから更生医療の対象になっている方、大変だろうなというふうに思うのでけれども、そういう点でこれらに係わる減免の適用申請も当然あがっているのではないかなというふうに思うのですけれ

ども、先ほどたぶん答弁なかったのではないかなと思いますが、この点についてぜひ教えていただきたい。

それから、障害者施設の「たんぼぼ」についての関係で再度お伺いをしたい。影響については、補助金の削減で運営が困難になるのではないかなというようなお話もありました。それから地域の中心的な障害者施設として存続するためにNPO法人に移行するというようなことで、「ほんわか堂」と一緒になるというお話がありました。特に私はこの障害者施設の運営が訓子府としては関係者の努力も非常に大きかったですけれども、合わせて町としての考え方が大きな支えになったのではないかなというふうに考えています。町としては、誇るべき施設でもあったのではないかなというように思います。そういう点から言いますと、この組織の努力とそれから町の支援とが必要で、それが引きこもりがちの方を引き出したり、社会参加させる、そういう機会にすることができたと。非常に町としては、評価できることだったのではないかなというように思うのですけれども、そういうことを考えますと、ぜひ継続して障害を持った方たちが、これらの法人組織を通して社会参加が継続してできるように、働く喜びを感じることができるように、続けていってほしいものだということ考えているのですけれども、そういう点から言いますと、いろんな困難もありますでしょうけれども、ぜひ町としても今回のNPO法人に移行に係わっても、どの程度お手伝いできたかわかりませんが、もし両面でぜひ継続できるように応援すべきでないのかなというように思っています。

今から何年前に国際障害者年がありました。ノーマライゼーションということで、障害者に優しい町が健常者にとっても住み良い町なのだというようなことで取り組んだ経過がありますけれども、そういう点を考えますとぜひこれらの障害者の方たちが元気で生きていけるようにしていただきたいと思うのですけれども、その点について町としてどのように考えておられるのか伺いたい。

それから、その次の障害者自立支援法の考えの中で、なかなかこれについては簡単に答えられないと言いますか、所見を述べられないというお話がありました。

私、以前に「やまびこの手」ということをお話した経過があると思います。いわゆる一つの制度をつくって、それをどんどん波及させていくという点で言いますと、医療制度しかり、介護保険の制度しかり、今回は障害者の制度も同じような形で後退をさせるというようなことでどんだんいろいろな困難を抱えたり、障害を持っている方の生きにくい社会になっていくと。そういう点から言いますと、過去に町長は自民党の代議士の秘書時代もありましたので、それも合わせてこういう世の中はどのように見ておられるのか。ぜひ、この機会に伺っておきたいなと思います。

それから最後の9点目なのですけれども、施設入所者が施設から施設に継続して入所できないという状況にしないために、ぜひその負担軽減をお願いをしたいというようなことで質問をしたのですけれども、状況を見てという話でありました。

今回の予算審議の中にありましたけれども、28名の方が町外の施設に入っておられるということなのだと思いますけれども、今の時代、障害を持っていると重ければ重いほどなかなか社会参加できないと。こういう施設を通して社会参加すること以外ほとんど道がないと言いますか、そういう状況になりつつあると。そういう中で、施設を出されると途方に暮れるということになると思います。そういう点から言いますと、わずか定

率負担の1割と言いますけれども、それが本人に与える影響、家族に与える影響を考えると、状況を間違えると完全に社会参加を閉ざしてしまうという結果につながるのではないかと、いうふうに心配するのですけれども、そのような心配は持っていませんか。その点について伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまの障害者自立支援法につきまして、何点が再質問をいただきました。

それで最初に、早い機会にその事務の準備をとということでのお話がございましたけれども、ここのところ法の経過措置もございまして、10月実施ということでご北見市と置戸町と足並みをそろえて進めるということで、今認定審査会なんかの立ち上げを北見市の方に依頼しておりまして、現在調整中でございますので、まずもってご理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に、先ほどの予算審議の中に出てきました28名が施設入所で、今回予算計上23名ということをお話をさせていただきましたけれども、今日の私の説明がちょっとまずかったのかなと思いますけれども、まず、28名の方が現在に施設に入所してこの対象になると。今回予算計上させていただいた23名の部分につきましては、決まったということではなくて、今後調査判定をしていくための予算を今回計上させていただくということでご理解をいただきたいと思います。それで残り5名につきましても、これは経過措置ということではなくて、経過措置というご説明を申し上げましたけれども、これは5年間の猶予があるために新体系に移行しない施設もあるだろうと。その分が5名程度、経過措置として、本年度中に判定の必要がないだろうという見込みだということでご理解をいただきたいというふうに思います。

そういう意味で、その次に質問のございました施設として運営できない困難な状況をその5名の方が持っているのかというご質問だったと思いますけれども、そういう意味で申し上げれば、この5名がその困難な状況に直面しているという意味ではないというふうにとらえていただきたいというふうに思います。

それから次に、今回の制度改正が脱施設がねらいであると報道されており、その施設からの締め出しを起らないようにということでのお話がございましたけれども、少なくとも本町出身の入所者の方々に対しては状況を細かく把握しながら、そういう困難な状況に陥らないような措置を考えてまいりたいというふうに思います。

それから自立支援医療の関係でございましてけれども、今受給者証を発行しているのが合わせて61名というお話をさせていただきましたけれども、その中での更生医療の部分でございましてけれども、状況としては大変な状況な方もいらっしゃるのかというふうには考えてございましてけれども、これは一概に今回1割負担が導入されたことによって、一概に個人の負担が増える方もいらっしゃいます。一例をあげさせていただければ、人工透析の場合でございましてけれども、例えば所得段階でいけば、これ本当に例えばの話なのですが、現行の支援費制度で通院されていた方は月額6,250円の自己負担が月額5,000円の上限額になるという場合もありまして、1割になったことによって逆に負担が減るという方もいらっしゃいます。こういう方ばかりではないので、負担が重くなる方も確かにいらっしゃいますので、大変だなという状況はあるのかなというふうな認識はして

いるところでございます。

それから、その中で減免の申請の状況ということでございますけれども、まず今回の部分でいけば、軽減を受けられる一定所得以下の部分で言いますと、この61名のうち8名が生活保護ということで負担が0ということになってございますし、それから低所得1の負担上限月額2,500円の方が9名いらっしゃいます。それから低所得2の負担上限月額が5,000円の方も5名いらっしゃいます。そのほかに中間所得層ということで何段階かに分かれておりますけれども、そこら辺の適用を受けている方もかなりいらっしゃいます。更生医療と精神医療合わせて中間所得層でちょうど30名いらっしゃるということになります。

それから共同作業所「たんぼぼ」のご質問ございました。今私どもが考えてございますのは、共同作業所につきましては先ほど町長からお話をいたしましたように、補助金の削減とかそういう部分で今の共同作業所の運営ができなくなるということで、共同作業所としてはNPO法人に移行して活動を続けていきたいというふうなお話も伺ってございますので、そうなった場合、北海道地域活動支援センター等事業補助金という新しい制度ございましてこの中で補助が受けられるという、国・道の補助が受けられるということで、補助基準額、国・道合わせての750万円ほどの補助が受けられるということで、町といたしましても現行の共同作業所に今までの道の補助金に上乘せ補助をしてみたいけれども、現行の共同作業所と同じ考え方をもちまして町として支援をしていきたいと。

それから地域活動支援センターという部分では、これは本来町が実施しなければならない事業ということでございます。それを今度のNPO法人に委託をするという形で進めていきたいというふうに考えております。

それから、施設入所者で入所できない状況にしないための負担軽減をということでございますけれども、この負担軽減につきましては今はっきりしたことを申し上げられませんが、先ほども言いましたように、本町出身の施設入所の方々の状況を見守っていく必要があるというふうに考えていることと、それから近隣とか、先ほど町長申し上げましたように、実際その負担軽減独自に行っているというのが、例えば北海道内であれば帯広市しかないとか、そういう状況もございまして、もう少し状況を見極めた中で検討させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えを申し上げましたのでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 私も非常に心配をしておりますこの障害者自立支援法の絡みでご質問をいただきました。

私も田中議員と同じような考え方も持っている1人でございますが、障害者の方、好んで障害者になっているわけではないのですよね。障害者も健常者も安心して暮らせる社会づくり、これが大事だと思いますので、そうした観点で自治体としてもできるだけ努力はしていきたいとそのように考えております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） いずれにしても、たぶん町長にしたら役場の庁舎を造って、いわゆる障害者の方が働く場所を提供できたということで、ある面では町の福祉行政に係わって、新しい分野での力を発揮したというふうに本来評価されてもいい施設だと思います。

す。この施設が継続してがんばって活動できるように、ぜひ心を砕いていただきたいというように思います。そういう点では、たぶん私と同じ考え方でないかと。これはたぶん町も相当評価されて、いい今までの状況でなかったかなというように思いますので、その点もぜひ頭の中に置いて見守ってあげたいなというふうに思っています。

最後にこれに係わって、北海道ではなかなかその施設入所者に係わって財政支援をしているところがないというお話がありました。確かに、北海道を探してもなかなかないのですね。ただ、東京近辺の東京都の中にある市などは結構障害者の今回のこの支援に係わる負担軽減を実施しているところが多いということもありますので、機会があったらぜひそれらを参考にして適切な対応をお願いしたい。時間もありませんので、次に移りたいと思います。

町民の健診についてということで、通告をしています。

ここにもありますように、厚生労働省は、2008年から40歳以上の人を対象に生活習慣病の健診と保健指導の実施を市町村、健保に義務づけの方針と報道されています。在宅での健診や健康度のチェックが可能な健診の制度。問診票を配付して、それに書き込んでもらって一定のソフトを使ったコンピュータ分析、さらに簡易なキットを利用した血液の採集。これらを使って、宅配便を使っているところもあるようですけれども、これらの生活習慣病の判定をして、それらに対応する施策をとっているというようにところも何がしかあるようでありますけれども、そういうことで国も国保や医療関係の費用負担軽減のためにこれらの対策に打ち込むというようなことなのだろうと私思います。ここにもありますように、コンピュータ分析、簡易なキットを利用での血液採集の導入などを制度の先取りになるかもしれません。これを検討して、俗に言うメタボリックシンドローム、高血糖、高血圧、高脂血症。この状況の判定やそれに対応する予防対策、あるいは保健指導、これらが可能でないかなというふうに考えているのですけれども、たくさんお金がかかるようでもありませんので、これらを検討してみてもどうかと思うのですけれども、これについて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 町民健診について、「在宅での健診や健康度のチェックが可能な健診の制度を導入してはどうか」とのお尋ねですが、厚生労働省が2008年度から健康保険の運営者に対して、新しい健康診断を40歳以上の加入者への実施を義務づけるとの報道がなされておりますが、国や北海道からの通知はなく、町としては具体的な状況は把握しておりません。

また健診の方法について、在宅での健診が可能になれば受診率の向上にもつながると考えられることから、簡易な検査キットを導入することには一定の効果が期待されると考えられますが、病院や集団での健診などと比べると精度が劣る場合もあると言われており、また導入している自治体も少ないため、今後の研究課題になるものと思います。

従来から、心臓病や脳卒中など生活習慣病の予防のための健康診査を実施しておりますが、町民の健康維持のため、今後も国や道の動きを見ながら一層の健診体制の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） この報道の中にも検査の信頼性と言いますが、信頼性が十分認

識できるようなまだその状況までいってないのではないかというようなことがちょっと書かれてはありました。

ただ、今の町民健診の状況から見ますと、これ以上健診が必要であってもなかなか健診を受ける人が飛躍的に増えると言いますか、爆発的に増えると言いますか、そんなような状況になかなかならないというようなことを考えますと、いわゆる今の多くの病気の最大原因と言いますか、最大要因と言われておりますこの生活習慣病。これをどうやって予防したり、そのための対策を立てるかと言いますと、比較的取り組みやすい方法ではないのかなと。

今までのいろいろな町の予算見ていると、いわゆるコンピュータのプログラムに関わるその関係の費用が非常に大きいので、その点はちょっとお金かかるなというふうには思いますけれども、それ以外は比較的あまりお金かけないで、もしかしたら普及できて血液採集キットもなんか聞きますとちょっとその爪の間に刺して血液を採取すると言いますか、そんなようなことで自分でもちろんできるというようなことですから、ぜひ研究課題とすると、合わせて参考にして、どこかやっているところがありましたら、たぶんもうおそらく北海道に入ってくるのではないかなと。健保組合なんかでは、これをモデルに取り組んでいるところもあるようです。そういうものを見る機会がありましたら、ぜひこれで効果があるのであれば、やるということも必要ではないかというふうに思いますので、そういう点で前向きにぜひ取り組んでいただきたいなと。これについては、どうです。勉強していますか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今議員言われましたこと、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 時間ちょっと残しましたけれども、あとの調整の時間もありませんので、これでやめたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君の質問が終わりました。

ここで午後7時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後 6時54分

再開 午後 7時05分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は2番、安藤義昭君の発言を許します。

2番（安藤義昭君） 私のほうから2点ほどお伺いをいたします。

1点目、ふるさと銀河線の廃線に伴う町道整備、また信号機の設置についてということですがそれぞれ通告をしておりますけれども、1点目の西17号線、いわゆる日出のですね。訓子府相内線踏切整備をすべきでないかと思えます。それで特に日出と、それから相内線につきましては踏切が勾配がきつくて、また南12線と町道の北2号線の間が大変近いというようなことで、それぞれここに通告をしております。

次に、交通事故の多発が予想されることから、町道相内線、南12線との交差点に信号

機の設置してはということで、お伺いをいたしたいと思います。

次に3点目、西25号線と南12線との交差点に信号機を設置してはどうかということで、これは道道でございますけども、この辺もお伺いをしたいと思います。

次に、4点目の道道訓子府停車場線。駅前ロータリーから直線で、南12線に車を通り抜ける道路の整備をしてはということで、それぞれ4点をお聞きしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、ふるさと銀河線の廃止に伴う町道の整備及び信号機の設置についてご質問がございました。

まず、1点目にお尋ねのありました「西17号線及び訓子府相内線踏切の整備をすべきでないか」につきましては、議員が心配されるようにふるさと銀河線の運行廃止に伴い、踏切の撤去工事後、路面の凹凸の表示標識と特に危険と思われる西17号線、西21号線、相内線の各踏切には「踏切廃止により視界悪し」の標識を設置して、交通安全対策に努めているところでございます。

また、ご指摘の町道西17号線と町道相内線につきましては、鉄道敷地が盛り上がっているため見通しが悪く、危険な箇所であると認識しておりますので、今後安全対策に配慮しながら道路の縦断線形改良に向け、検討を進めたいと考えております。

なお、町単独費による整備につきましては、財政的な問題もありますので補助事業による実施も念頭において、道とも協議を進めたいと考えておりますのでお時間をいただきたいと存じます。

次に、2点目及び3点目にお尋ねのありました「町道南12線交差点に係る信号機の設置」についてお答えいたします。

ご質問のありました町道南12線と町道相内線との交差点には1灯式信号機が設置され、道道北見白糠線との交差点は、信号機がなく町道南12線側に一時停止の標識が設置されています。

近年、町道南12線が市街地の道道を避けるバイパス的な利用により、交通量が比較的多く、各踏切が整備された後の走行状態等により各交差点における交通事故の発生も心配されますので、警察及び公安委員会に信号機設置を協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、4点目にお尋ねのありました「道道訓子府停車場線から南12線までの道路整備について」であります。駅前ロータリーにつきましては、バスの旋回場所を兼ねたバス停として利用しており、ここを車道として整備することはバスの安全運行上、支障があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 前向きな考え方ということでご理解をしたわけですけども、訓子府駅はご存知のとおり明治44年ですか、いわゆる国鉄時代から見ると95年ばかり経っているわけなんですけども、国鉄から銀河線に第3セクターということでなりまして、その当時からこの銀河線よりまだまだ赤字路線のところがあったわけなんです。いってみれば、札幌の学園都市線ですか、医療大学から新十津川間、それから石勝線、それから夕張 新夕張間だとか、留萌線の深川 増毛間ですか、そういったこの銀河線よりも、まだまだ赤字路線の多いところが廃止、また第3セクターということで考えられなくて、当時

この元の網走本線が廃止路線ということで、そして銀河線ということになったわけですが、私はこれらそれぞれの考えたときに、今の訓子府のロータリーのところの駅、旧駅と言いますか、今の駅跡ですか。これは町の核としてこれから考えていかなければ、この訓子府も過疎化に進んでバスを運行するにも、これいずれ町長考えておられるかどうかわかりませんが、乗客が乗らないことには民間会社ですから、そのものによっては運行減ということもなろうかと思えます。そういったことを考えた場合に、当初この駅舎をつくるときに議会でもいろいろと議論をしたわけなのですが、その駅前をまっすぐ、いわゆる末広線まっすぐ南12線に抜けることも考えたらということで、いろいろと議会で論議した結果があります。結局は現在のとおりの道路になったわけなのですが、もしこれができないというのであれば、東1丁目線または西1丁目線等々について、それぞれ今後のまちづくりにかかわっての考えをお聞きし、またこれらの町道に対する整備というものを考えなければならぬ時期が来るのではないかと思うわけなのですが、その辺の考え方、もし持ち合わせがなかったら別として、私はその駅前の末広線から南12線に抜ける道路がもしできないのであれば、そういったことも視野におきながら今度のまちづくりに考えてはどうかと、このように思うわけですがどうかでしよう。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま銀河線廃止に伴いまして、駅前停車場線をまっすぐ抜くことができなければ別な路線での南12線へのアクセスを考えてはどうかという、非常に建設的なご意見をいただきました今。

今後、国鉄の用地の処分等々が進んでまいりまして、この跡地利用等も含めて十分検討していかなければならないと思いますので、その時点で、ただいまいただきましたご意見も含めて検討させさせていただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） わかりました。ぜひ、そういったこともまちづくりの1点として今後考えていただきたいと、このように思います。

それでは、先ほど質問をいたしましたそれぞれの踏切の勾配の関係ですが、これは町単独でできないということもありますし、そういった補助等の優遇というものも考えなければならぬということになると、道もなかなか大変なことだと思います。そういうことになれば、ふるさと銀河線がまだ名前の残っているうち、今月24日に総会をやるということなのですが、このあと清算人を選任して清算人会でそれぞれ考えていくというような午前中のお話もありました。そういったことを考えた場合に、ぜひとも早いうちに南12線、そして、今までの踏切をまたいできた北2条線ですか、それを結んだ線路の勾配、それをなくすために今のうちにその銀河線と、またふるさと銀河線の会社なり、清算人会に今のうちに注文をつけて、ぜひ早いうちにやっていただきたい。まして、こういった田舎の町がこの広い広大なところの町が、それぞれ町の本当に一部のところで勾配のきつい、また、それをわずかに20メートル降りてきたところに急な勾配があるということになると、今後考えたときに交通事故また人身事故ならぬ死亡事故というものが当然出てくると。このように心配するわけですし、そして通学道路等の考え方もあります。それぞれを考えたときに、その整備をいち早くしておかなければ、犠牲者の出ないうちにということを考えてときに、一つこの辺を今の北海道、ふるさと銀河線、またその後の清算人会

等にぜひとも働きをかけて、いち早い整備をするのがこれからのまちづくりの一つでないかと思うわけですが、その辺をお伺いしたい。このように思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、ふるさと銀河線の踏切の関係で再質問いただきました。

この踏切の勾配改良につきましては、当然道路の安全対策ということでは必要だという認識で町としても考えてございますので、あと今安藤議員からお話のありましたその銀河線の用地に関しましては、当然道路という公共的なものに使う場合につきましては、一定程度配慮いただけるというふうに思いますので、むしろ用地の問題というよりも、先ほど町長からお答えしました財源対策ということで、全額を町費でやるというのは非常に難しい状況もございますので、今後、訓子府町以外でもこうした事例のところがございます。そういったもの一括して、例えば道のほうにお願いをして補助いただくとか、そういった道もちょっと今模索をしている最中でございますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） いわゆる町単独で、お願いをするということは視野が狭く感じるからそれで大変だと思うし、またなかなかそれも進んでいかないということに思います。ですけども、町・市、そこらも実態も考えていることだと思いますけども、それを待っていると試してみれば2年も3年もかかるのです。それを今いち早く手を挙げて、そして、早いうちにそれぞれの清算人会並びに北海道、銀河線等の会社に、今からそれぞれの趣旨という中身を話して、その今の答弁だったら「そのうちに」ということ。それぐらいだったら私でもできる。そうでなくて、あなたたちはプロのいわゆる事務屋です。町民のそれぞれの考え方を黙っていても受け捉えるような立場のものであるのだから、一つその辺ただ道が待っていると、町が金ないから補助金でやるとかではなくて、いち早く手を挙げてその辺を早くテーブルに乗せて、よその町を考えることはないです。我が町のことを考えて努力をしていただきたいと、このように思うわけですがどうかでしょう。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 先ほどの私の解答でちょっと不十分な部分がございますので、再度お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、銀河線の用地につきましては、確かに清算人会というところで最終的な処分については決定されますけれども、今回ご質問いただいております道道に係わる用地、踏切の部分につきましては、銀河線の会社的な問題というのは非常にクリアしやすい事項でありまして、特に問題にはならないと考えております。

先ほど言いました線形改良と言うのですか、要するに路面を引き下げることにしまして、その単独の費用でやるというふうになりますと非常に財政的な負担が大きいということで、補助を模索しているのですけれども、来年に実施しないとかというのではなくて、今その道の方とどういった補助メニューがあるかとか、あと関係する沿線の市・町でも同様の事例あります。それを一体的に整備するというのも道としてはありますので、そうした今検討を進めているということで、そうした意味で若干お時間をいただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 若干の時間をいただきたいということはわかります。ですけども、北国のああいった、今は住み慣れた110年から、そして、銀河線ができて鉄道ができて95年も生活に慣れた踏切を今まで勾配がなくて、そして踏切で止まって、そして坂道を降りるのでも、いわゆる発進時速というのは10キロ、20キロで、それぞれ発進するという事になれば、今まではそれで良かったかもしれない。これから全く、信号機の話はあとでしますけども、これからは踏切がなかったらわかっていると思うけども、そのまま来るのですよ。そうなれば、旧相内線でしたら下から行っても南から行っても、これは目に見えてわかると思います。そして、あそこ先ほども言いましたけど通学路。それに保育所・幼稚園等の登園・登校に今お母さん方がそれぞれ送り迎えをしております。そういったことを考えたときに、これは冬凍結したときのものを考えて、しつこいようですけども、いち早く訓子府は訓子府のその考え方で、金がなければそれでそれぞれのやり方というもの、また試案を練るのが企画の考え方、企画の仕事でないかこのように思うけども、考え方を、何も課長に聞いているわけではないですから、町長に聞いているのですから、そういった考え方をぜひもう一度ご答弁をいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） レールがなくなって、確かにあの部分については危険であるということはおもちょっと心配をしていたところでございます。

財政的な問題も確かにありますが、今安藤議員のおっしゃることも十分理解をしておりますので、できるだけ早くそうしたトラブルが起きないように最善を尽くしてまいりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） これどうも質問するほうと答弁するほうの考え方というのがあまり似たらうまくないのですね。

これ今、町長わかりました。ただ今後、南12線の交差点、いわゆる旧相内線、それと西25号線の道道ですか、いつも言う遠藤商店の交差点。これは踏切が近くて、今までいろいろ話して、またいろいろ地域からも要望がありました。ですけども、これは公安委員会のほうでは、踏切が近くて大型トレーラーは信号機で止まると後ろが支えるというようなことで地域の理解を求めてまいりましたですけども、今後言っていなければ西25号線もそうですし旧相内線、この交差点もいち早く信号機をつけて点滅でなくて正規な信号機をつけるように公安委員会等に働きかけをしなければならぬのではないかと、このように思います。踏切の勾配をなくす、これはすぐやれないのであれば信号機ということも考えて、あそこでは止まると止まらないではものすごく違うのです。

そういったことを考えて、特に日出の西17号線の踏切。あそこに信号機が必要か必要でないかは別として、今それぞれ町では実費で看板をかけたなりなんなりしておりますけど、これもやがてはもう立てた看板が剥げて、半分以上見えないようなところもあります。だから、そういったことになるからいち早くああいった危険場所のところは、一つの努力をして信号機の設置にそれぞれの機関に働きかけをしていただきたい。この辺どう思いますか、お伺いします。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今、踏切との関係で南 1 2 線の交通事故が懸念されるという事で議員からお話がありました。

町の認識も議員と全く同じであります。今までは踏切がありまして、一定程度スピード等も抑えられた中で南 1 2 線の交差点を車両が通過していた現状にあったと思います。踏切がなくなれば、南北からの通行車両は当然今まで以上にスピードが上がるでしょうし、ましてや今のところちょっと見通しが悪いという中では、大変交通事故を心配しているものであります。直ちに関係機関、特に公安委員会ですけれども、信号機の設置を強く要請してまいりたいと思いますし、看板等の不備につきましてはすぐ対応をしてまいりたいと考えております。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2 番（安藤義昭君） 交通事故というのは何でもそうですけれども、これは運転者、歩行者、それぞれ規則を守れば事故が起きることはないのです。ですけれども、その守れないのがこの人間なのです、頭の構造と言いますか、体の構造と言いますか。町もそういうものは認識しているということですので、一つその辺これから犠牲者の出ないうちに、関係機関に働きかけて何らかの手を打っていただきたいとこのように思いますので、もう一度真剣にご答弁をいただきたいとこのように思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 安藤議員さんがご心配されることは十分我々も認識しておりますので、不幸な事故の起きないうちに、少しでも早い時期に実現するように努力をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2 番（安藤義昭君） しつこいようですけれども、少しでも早いうちにとこう言われたわけですけれども、言ってみれば大体どのくらいで、何年くらいでどうなるとか、何ヵ月くらいでどうなるとかという目途はついていないと思うけれども、努力次第によってはこうなるのでなかるうかというような、もし考え方があったら。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） これは相手のあることですから、今私からいつまでにということを明確にご答弁することは差し控えたいと存じますけれども、何回もしつこく申し上げるようでございますが、少しでも早く実現するようにこん身の努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2 番（安藤義昭君） この西 1 7 号線、また旧相内線、それから西 2 5 号線等の踏切跡の道路整備につきましては、極力早いうちにこん身を込めて、犠牲者の出ないうちにそれぞれの整備をしていただかなければならないのではないかと思うわけですが、一つその辺の努力をしていただきたい、このように思います。

それでは、次の 2 点目に移りたいと思います。2 点目ですけれども、深見町長の次期町政への執行についてということで、通告をしております。

3 月定例町議会で、上原議員の答弁の中で「合併問題や財政問題など、訓子府の将来のあるべき姿をどのように追い求めているかということであると考え、それらの課題を念頭において、今後後援会、また各方面の方々に相談をし、次期町政については、しかるべき

時期までに結論を出さなければならないということで認識をしている」ということでした。

深見町長も今までそれぞれ平成3年に「いきいき、はつらつ、心のかようまちづくり」というような柱をモットーに、それぞれバイタリティーに飛んだ町政執行にあたっては、私も評価をしております。本当に1期目、2期目につきましては、満点は100点でも町を担わしたそれぞれの声も沈静化するごとく、町政執行に真剣にあたって参った。私はそう認識しているわけですが、だからと言って3期目、4期目がどうだということではないです。しかし、この町の総合計画を中心に数多くの事業を実施されてきた町民生活や産業の向上に役立てることができたとは私はそれぞれ考えております。強いて言うならば、ここ2、3年のいろいろなまちづくり、またそれぞれの町民への考え方もあろうかと思えます。その一端の中で、市町村合併問題、ふるさと銀河線問題。これは国家財政危機の発端からなる地方財政危機の町政に振りかけてと言ったらおかしいけど、限界を感じる困難な行政課題もあったかと認識しております。それで深見町長も4期、15年と4ヵ月ですか、3ヵ月ですか、の町政執行は誠心誠意担当し、各種事業にも概ね私の評価で言うと、概ね以上にそれぞれの執行をされてきたとこのように評価をしております。

また、財源問題など訓子府の将来のあるべき姿を求めるときに、今後の課題を念頭におきながらこれからのまちづくりに執行されるかされないか。この辺をお伺いをし町長の心のうちを率直に皆様の前で答弁をいただきたい。このように思いますので、お願いいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 次期町政の執行の意志について、ご質問をいただきました。

平成3年の就任以来、15年間町長として大過なく職務に従事できましたのも、議員の皆様はじめ町民の皆様のご理解と日頃の町職員の献身的な努力があったればこそと、改めて深く皆様に感謝申し上げる次第でございます。

近年、行財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、市町村合併問題も先頃北海道が示した合併構想により新たな局面を迎えるなど、ふるさとの将来をどのように描くかという大きな課題に直面しています。

一方、私が力を注いできた社会資本の整備は、産業面や生活面において一定のレベルに到達でき、例え将来において、町の形態が変わることがあっても十分に対応できると信じております。このような大事な時期にあって、議員の皆様をはじめ多くの方々から次期の町政執行についてご心配をおかけし大変恐縮に存じておりますが、私は今期を持ちまして、訓子府町長を辞する決心をいたしました。「自分は最高ではない」という機会あるごとにお話をさせていただきましたが、次期の町政につきましては、町民の皆様がふるさと愛する気鋭の指導者を新たに選出され、その方を中心としてまちづくりにまい進されることを祈念いたしております。

以上、次期町政の執行について所信を述べさせていただきましたので、議員の皆様、町民の皆様のご理解をお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 言う言葉がなくなってしまったんだよね。

私の質問は、これで終わります。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君の質問が終わりました。

次は9番、上原豊茂君の発言を許します。

上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 通告に従いまして、私の一般質問を2点ほど行いたいと思います。

私の不摂生で少し声が聞きづらいと思いますけども、ご容赦願いたいと思います。

それでは、教育行政過大への取り組み・他ということで、平成18年度教育行政執行方針において、学校教育・社会教育に係る課題が明示され、これらの取り組みが提案されたところです。

その課題は、多岐に亘るとともに、次世代の人間形成、また町民一人ひとりの生きる喜び・心の豊かさの基になるものと認識しているところです。

教育基本法改正を含め、子供たちが犠牲となる事件・事故の多発など、子供たちの育ちの環境が大きく揺れ動いていることが、次世代の健やかな成長に影を落とすことを危惧しています。

多くの課題取り組みへの理解・協力をより強固なものにする意味から、今回は次世代にかかる数点について教育長の所見を伺いたいと思います。

1点目は、教育行政執行方針の中で謳われております家庭における教育力低下のことでありますけれども、その原因、そしてその対策はどう考えているのか伺いたいと思います。

2点目は、当町における人間関係の希薄化の実情と子供の成長への影響及びその対策。

また3点目は、学校教育と社会教育連携の実践成果と今後の方向性についてであります。

また4点目は、子育てにおける幼児教育の位置づけと、幼稚園2年生による効果と課題について。

5点目は、訓子府高校存続支援の成果と今後の見通しについて、伺いたいと思います。

議長(柴田喜八君) 教育長。

教育長(小野 茂君) ただいま「教育行政課題への取り組み」などにつきまして、5点にわたってお尋ねのありましたことにつきましてお答えをさせていただきます。

1点目のお尋ねでございますが、近年、育児不安の増大、児童虐待の急増などが大きな社会問題となっております。

この背景として考えられることは、子供への接し方や教育の仕方がわからない親の増加、しつけや子育てに自信のない親の増加、過保護や過干渉、それから無責任な放任など、家庭の教育力の低下があるのではないかと指摘されております。

また、家庭の教育力の低下は、個々の親だけの問題ではなく、都市化や少子化、核家族化、地域とのつながりが少なくなってきたことなど、子育てを支える仕組みや環境が崩れていることや子育ての時間を十分に取ることが難しい雇用環境などにも目を向ける必要があるものと考えております。

家庭教育は、親やこれに準ずる人が子供に対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子供の「心のよりどころ」でなければならないものと考えております。

乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担っているものと考えております。

子育ては、将来を支える人材を育てる大切な営みであり、社会全体で子育てを応援し、支えていくことが強く求められております。

このようなことから、関係課・機関等との連携、私的なサークル活動への支援などを図りながら子育てを応援するための学習機会の提供や情報の提供、地域の子育て支援ネットワークづくり、幼稚園・保育園などのネットワークづくり、相談体制の整備など、子育てにおける家庭教育を支援する基盤づくりを企業や地域との連携を深めながら、一体となって対応していくことが大切なことであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、2点目のお尋ねであります。このことについて本町における独自の実情把握などはしていませんが、全国的な意識調査の結果・分析等によりますと、少子高齢化、核家族化、小家族化の進行や情報化の進展など、社会の急激な変化によって、子供たちの生活体験などが減少し、その結果、社会性未発達、コミュニケーション不足による人間関係の希薄化などの課題が見受けられ、このことは本町においても同じ傾向にあると考えているものでございます。

また、規範意識の低下や倫理感の希薄化などの傾向も見受けられ、全国的な傾向として、いじめなどの問題行動についてはやや減少傾向にあるものの、青少年の犯罪については凶悪犯罪が続発しているなど、大変憂慮すべき事態となっているところであります。

このようなことから家庭教育の支援などとともに、地域の大人の協力を得て、子供たちが文化やスポーツ、学習に取り組むことができるような子供の居場所づくりを通して、地域の教育力の再生を図ることが大切であり、さらに豊かな心を育む教育・道徳教育の推進や地域子ども会などへの支援・交流、これらと並行させながら自然体験活動や社会体験活動、文化芸術体験活動などの充実にも努め、また、社会の一員としての自覚を深め、学習や生活の基盤づくりを進めるために、コミュニケーションの機会の充実などにより一層深めていくことが大切なことであると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目のお尋ねであります。現在、子供たちに関連するものは社会教育・社会体育とともに数多く事業を展開していますが、その中で特に学校教育との直接的な関連を持つ事業の主なものとしたしましては、芸術文化指導者派遣事業、歴史館を利用した郷土学習、居武士小学校と道立訓子府高校の移動図書館の開設、地域子供指導者派遣事業、校外生活指導、幼小中高のあいさつ運動、それから生涯学習情報誌「まなベル」での学校記事掲載など、それぞれの分野において、学校で必要とする授業に地域も含めた教育資源の活用を図っているところでございます。これらの事業の活用により、教員に対しては指導力や指導方法などで刺激を与えるとともに、子供たちにとっては技術力の向上などに役立っており、地域からも高い評価を受けているところでございます。従いまして、今後におきましても地域の様々な教育資源や教育力を学校活動に活かすことができるよう、また、学校教育や教員の専門性が地域に少しでも活かせるよう、さらに充実してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目のお尋ねであります。はじめに子育てにおける幼児教育の位置づけであります。幼児教育は幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な次期に豊かな心情と思考力、健全な心身の発達や社会の変化に主体的に対応する能力の育成など、「生きる力」

を育む基礎を培う重要な役割を担っていると考えております。特に近年、少子化・核家族化などにより幼児や保護者を取り巻く環境が大きく変化していることから、ますますその重要性は高まっているものと考えております。

次に、「幼稚園2年制による効果」であります。昭和53年の開設当初は5歳児のみで運営をしておりましたが、少子化等に対応した就学前教育の環境整備と幼稚園教育の充実や保護者からの強い要望、さらには国の動向等も踏まえながら、平成13年度から入園年齢を現在の4歳児まで引き下げし2年保育としたところであり、ことよって2年間を見通した意図的・計画的な教育課程の編成や異年齢交流による自覚や思いやりの芽生え、生活体験や社会体験などを通しての基本的な生活習慣の定着など、就学前までの幼児期にふさわしい教育を施し、小学校以降の生活や学習の基礎育てるなどに大きな効果があるものと考えているところでございます。

次に、「課題」についてであります。子供を取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てに不安や悩みを持っている保護者への支援や保護者同士が交流できるネットワークづくり、また社会の変化に柔軟に対応できる教諭の資質の資質能力の向上などの面、さらには保護者の意向把握等を踏まえた中で、国が目指している3歳児からの就園による3年保育の検討と、これに伴う保育園の再編整備なども含めた施設の整備等が考えられますが、いずれにしましても、将来的な視野の中で就学前教育や子育て支援のあり方などについて、総合的に検討していくなどの対応も今後の課題かと考えているところでございます。

次に、5点目のお尋ねであります。訓子府高校への支援につきましては、昨年9月に議員の皆様のご理解をいただき、平成18年度の予算化についての事前了承を得て、訓子府高校では近隣中学校訪問や学校案内等の配付、学校説明会の開催など積極的に生徒の確保に努めてきたところであります。その成果につきましてはの評価は非常に難しいところであります。網走中学区における平成18年3月卒業の中学生は、前年度より81人の減、本町においても10人の減となっている状況下にあったこと。さらに「ふるさと銀河線」の廃止問題、近隣町における支援策内容の充実。また、支援策の実施が初年度であり、地元も含め近隣市町中学校への浸透が十分でなかったなどの中で、入学者だけで見ますと平成17年度48名（うち町内22名・町外26名）に対しまして、平成18年度は52名（うち町内20名・町外32名）と4名（町外者は6名）の増であり、一定の支援策の成果があったものと考えているところでございます。

いずれにしましても、在校生含む今年入学された生徒がこの支援策に大いに理解し、利用しながら「訓子府高校に入学して本当に良かった」と思えるような、学校の体制づくり等と併せ、充実した高校生活を過ごしてもらうことが、最終的にこの支援の成果・評価として表れてくるものと考えているところでございます。

最後に「今後の見通し」であります。先の行政報告でも説明させていただきましたが、道教委は本年度中に新たな「高校教育に関する指針」を策定することにしており、今後の高校教育の見通しは不確定要素も含んでいますが、非常に厳しい状況下にあります。

このようなことから、学校では「蘇れ訓高 ふるさと訓子府に！」を経営戦略に進路指導強化対策など、特色ある学校づくりや生徒・保護者・地域から信頼される学校を目指しているところであります。また、生徒確保に向けた早い機会における学校訪問や学校案内等の配付なども予定されており、その前提としての支援策の継続要望等もございしますので、

道教委における指針の動向等を見極めながら、議員の皆様とできるだけ早い機会に今後の支援策に係る対応等について、ご協議させていただきたいと考えておりますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） ここで10分間休憩をし、午後8時10分から再開いたします。

休憩 午後 7時58分

再開 午後 8時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 非常に真丁寧なご答弁をいただきました。

まさに中央教育審議会の報告どおりでありまして、完璧だというふうに感じたところがあります。

それはさておきまして、教育審議会の方向が熟知されているというのは良くわかりましたけれども、それであればそれをどう活かすかと。訓子府の教育行政の中でどう活かしていくのかというのが鍵になるろうかというふうに思うわけでありまして。そこでまずは家庭教育における教育力の低下という問題を執行方針の中で謳っているわけですが、私はこの点について、いかに保護者の皆さん、大人の社会に、この状況を伝えるかということが大事だろうと。そこからスタートしなければ、この教育行政の果実は見込めないだろうというふうに思うところであります。そこでこれらの問題について、例えば家庭における教育力の低下、縷々ご回答いただきましたけれども、こういう状況にあるということを父母の皆様方に、保護者の皆様方にどのように伝えているのか。今までどういう経過で、どういうふうに伝えてきたのか、これからどうしようとするのか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま、いかにこの保護者と言いますか、町民の皆さんにこういうようなこと知らせるのかというふうなことでございますが、学校教育、各学校におきましては開かれた学校づくりというふうなことで、各小中学校では「学校だより」というふうなものを出して、毎月定期的に出しております、これにつきましては非常に学校の様子、そんな内容につきまして保護者に出していると。そして、昨年度までは年3回全戸配付というふうなことで今させていただいているわけですが、今年度から、今後、ついこの間、校長教頭会議を合同の会議を開催しまして、その中でより開かれた学校づくりをしていこうというふうなことで、年6回全戸配付をさせていただいて、学校の動き、また子供たちの動きを町民の皆さんにお知らせをさせていただくというふうなことで今考えております。

また、先ほども申し上げましたように、生涯学習情報誌である「まなベル」で少しでも多くの対応を、子供の実態等につきまして、少しでも紹介していこうというふうなことで考えておりますが、より一層、今後につきましては例えばシリーズで、これにつきましては今後広報サイドとも協議をさせていただかなければなりません、そういうことも広報でシリーズ的なこの子供に関連する情報を町民の皆さんに広くご理解をいただく意味も含

めて、そんな対応もしていきたいなというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 時間が制限ありますので、簡潔にお願いしたいと思いますけれども、私が今聞きたかったのは、要するに家庭における教育力の低下とその原因は何ですか。要するに親に原因があるのですよ、地域にあるのですよ、そのことをストレートに親に伝える、保護者に伝える、大人に伝えると、そういう作業を必要でないのですか、そのための施策があるのですかということ聞いたわけです。確かに、各教育機関で年3回、6回と、いろいろと広報誌を出している。でも、一般的に言わせてもらえば、そういう広報誌はあたらず触らずと、学校批判、教育関係者批判にならないような文面、内容になっていることが多いのではないかとというふうに推測するわけですが、そういう形でなくてして、これは大人たちが気が付かなければ子供たちはいつまでたってもその域を達することができないわけです。そういう意味で、より効果的な対策をとっていきべきでないのかというふうに思いますし、例えばこれはもう一連の問題ですから人間関係希薄化の問題にしても、実情の把握をしてないというような回答がありましたけれども、まず、そこで落第点につながるのではないかと。それらがなぜ、そういう状況が起きているのか、それに対してどういう対策をとるべきなのか、その辺についてしっかりと検討していく、研究していくということが大事でなかるうかと思ったり、ぜひ、そういう部分での対策を明確に我々にまた保護者の皆さんに伝えていくという作業に入っていただきたいというふうに思いますけれども、その辺についての考えはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 今、申されたことの必要性というものは十分認識しておりますので、その点につきましてはちょっと内部でいろいろと前向きに検討させていただきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思ったり。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ぜひ、そういう部分では具体的な施策を打ち出してほしいと思ったり、より早く行動を起こしてほしいと思ったり。

それと教育力低下ですとか、人間関係の希薄化、それらが子供が成長していく段階で非常に大きな問題になっているということは、先ほどの答弁の中で十分に理解したつもりですし、そういう意味では先ほども申し上げましたように、十分な手を打てるのではないかとというふうに期待するところですが、これらの問題と学力の二極化ということが報道されておりますし、様々なところでももちろん先ほども言いました中央教育審議会の中でも謳われております。この原因は何かという文について、ある調査においては義務教育ネット調査という部分で出している文。これは道新の5月29日の記事ですけれども、所得格差がこれに影響しているということが書かれておりました。所得格差が影響しているということは、子供の努力でいかんともし難い部分があると。要するに子供に目標が持たなくなってしまうと。子供に対して十分な親としての、保護者としての目を向けられない、対応できないという問題につながっているだろうと思ったり。

まずは、大人社会の安定した生活また時間の余裕、心の余裕というものが必要だというふうに私は感じているところですが、この辺について例えばもちろん所得格差です

から、いかに底辺を上げていくかということになるかと思えますけども、そういうことに対する見解はいかがなものでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま学力の低下の、要するに学力が二極化しているというふうなご指摘でございますが、これにつきましては訓子府町でいかにどのような状況になっているかという実態把握等はしておりませんが、新聞報道等でよく言われているところでございます。そういうようなことで、私どもとしましてはできるだけそのようにならない基礎基本の定着というふうなことに眼点をおきまして、先の議会でも小林議員からもご指摘をいただいた面もございますので、その点につきまして今どのような対応できるかと、きめ細かな教育の推進という意味で、どのような対応ができるのか、またそのための問題点はどんなものがあるのかというふうなことににつきまして、教頭会等に今いろいろと我々と一緒になって勉強していこうということで、今考えているところでございますので、そういう意味で私どもとしましては、その二極化と言いますか、そういうようなことが生じない、前段の要するに基礎基本の定着というようなことで着目をしまして、そんな対応を今後検討していきたいなというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） これはある文面の中で記されていることですがけれども、この二極化に対する対策、先ほど私が申し上げましたけれども、要するに子供が目標を持ってない夢を持ってないということで学習意欲がそがれているのではないかと。これは幼児教育分野でなくて、もう少し上の学年のことになりますけれども、これらに対しての対策として、何のために勉強するのか、学習の動機づけが大切だと書かれておりました。要するに、生徒自身が何のために勉強するのか、その回答を自らが見つけなければこの問題は解決しないというふうに書かれております。ぜひ、そういう点ではストレートに、親たちも含めて、学校も含めて、こういう問題対策についての協議をする場所を持っていただきたいと思えますけれども、そういう働きかけを教育委員会として行うという考え方はお持ちでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 私は教育は子どもたち一人ひとりの人格形成を目的とするものでありまして、子供たちが自らの可能性を開花させて幸せな人生が実現する根幹となるものであるというふうに考えております。そういう意味では、要するにたくましい子供を育成できればというふうなことで考えているところでございます。たくましい子供とは、確かな学力と豊かな人間性、それから健やかな体を身に付けた子供、すなわち生きる力を身に付けた子供たちを育成していきたいなというふうな、そういう基本的な考え方を持ちまして、今後も今ご指摘のあったようなことも、今後いろいろと検討させていただきたいなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 検討するということですがけれども、私たち大人は次世代を担う子供たちの責任というものを負わされているというふうに認識するところです。そういう意味では、検討するというような猶予は許されないのではないかと。まさに、猪突猛進。この問題解決のために前進するのみと。これは我々が行わなければならない責務だろうとい

うふうに思いますので、ぜひ、時間に余裕を持たないで対応していただくということを考えていただきたいというふうに思います。

また、こういう子育ての問題等については、大人社会がどう関わるのかということが、先ほど申し上げましたように、大きな影響を与えるというふうに認識しているところで、先ほど3点目に、学校教育と社会教育の連携の実践成果と今後の方向性ということについてお伺いをしたところですが、私は教育長が言われたようにいろんなところで教育力、要するに地域の教育資源と言いますか、そういうのを活用していくということですから、それを実践していくことによってより心豊かな子どもたちが成長するだろうというふうに期待するところですが、例えば子供との関わり方がなかなかわからないとか、いろんな問題があるというふうに指摘をされました。この社会教育の分野で、例えば具体的には「竹の子クラブ」だとか「みつばちクラブ」でしたか、それらも含めて大人社会との関わりを持たせたり、いろんな形で自然とのふれあいをさせたりということをやっています。私はこの件については、非常に高く評価しているところでありますけれども、ぜひ、こういう関わり方を多くするということが、例えば子供の基本的な部分を持たせるだとか、育てると。そういう意味では、我々のできる一つかなと。大人社会として子供たちにしてあげられる身近なことではないかというふうに思いますので、ぜひ、こういう事業についての拡大をしていっていただきたいと思ひますし、どう見てもそれらについてはたくさんの金がかかるということもありませんので、金をかけないで効果的な事業をやっていくというのが、まさにここで問われているこれからの教育の事業推進でないかというふうに思ひますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） これからの学校教育と社会教育のあり方でございますが、これにつきましては、それぞれの役割分担を前提とした上でそこから一歩進んで、今上原議員がご指摘あったように、大人社会また学校との社会教育との連携融合により力を注いでいかなければならないものと考えているところでございます。そんなことを基本にしながら、今後も子供の居場所づくりと言いますか、そこにいかに大人が関わってくるかと。地域の教育力を傾注して、そこで対応していくかというふうなことににつきましては、積極的に今後も目を向けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） あまり時間がないので次に移りますけれども、次の4の子育てにおける幼児教育の位置づけと幼稚園2年制による効果と課題についてでありますけれども、さらに3歳児からの3年制にしたいということを回答いただきました。そこで一つ私が確認をしたいことは、幼稚園と保育所の内容にどれほどの違いがあるのか、その確認を一つしたい。

それともう一つ、それと関連して保育所、幼稚園の父母の負担の違いはどの程度あるのか、もし内容の違いがなくて負担が大きいとすれば、それは行政の方向違いだろうというふうに感じますので、その辺についてお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 保育料の負担につきましては、後ほど課長のほうから答弁をさ

せませんが、幼稚園につきましては、学校教育の最初の段階の教育施設としてとらえなければいけないのかなと思っております。先ほども申し上げましたように、幼児期にふさわしい教育を行うところというふうなことで理解をしているところでございまして、小学校教育の先取りをするというものではなくて、就学前までの幼児期にふさわしい教育を行い、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図っていくということが幼稚園教育の大きな役割であるというふうなことで認識をしているところでございます。

また、保育園につきましては、保育に欠ける乳幼児を施設で預かると。そして、家庭や保護者によって養護と教育が一体となった保育をしていくというふうなことで位置づけをしているところでございます。いずれにしてもまして、就学前の子供たち、大切な子供たちをいかに良好な環境の中で育てていくかというふうな基本的な考え方を我々はそこら辺を原点にしまして、今後いろいろな前向きに考えていきたいなというふうな考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 幼稚園と保育所の保育料のお尋ねでございますけども、基本的に幼稚園の場合は朝8時から午後1時までということでございまして、その保育料については8,640円だったと思えますけども、この金額と。

それから保育所については、朝8時から午後4時半までということで1日になります。そういったことで、保育料もそれぞれ所得に応じて計算をされるということになってございます。ですから、高い方では2万5,600円の方もおられるということになります。

幼稚園の場合は預かり保育もございまして、それはまた所得に応じていただくということになりますので、ちょっと實際上所得が同じ人で比較したことがちょっとございませんで今ご回答できませんけども、今言ったことで算定をしているということでございませぬ。

以上です。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今の料金の関係で、もう一つ整理をしておかなければならぬだろうと思うのは、これは私たちがと言いますか、保護者が払う部分についての比較であります。例えば、幼稚園・保育所に対する助成金というのはあるでしょうから、それらが例えば町で運営していく中でどういう違いがあるのかとか、その辺についても十分な検討が必要でないかというふうに思います。

それと、私は基本的に幼稚園は3年制にする必要はないだろうと思えます。保育園だからできること、保育園だからやっていいことと言いますか、認められる状況とかというのがありまして、カリキュラムに乗って進むのではなくして、自由にいろんな状況に対応できるという利便性があるのではないかと思うわけです。そういう意味では、今の子供たちに欠落した自然との関わりですとか、人の関わりですとか、いろんな部分に対して対応ができるということも考えられるのではないかなというふうに思います。そういう点では十分に研究検討をして、この3年制に向けての議論を尽くしてほしいというふうに思います。突如として、行政が「こういうふうになりました」というのではなくして、十分な検討、必要というふうに考えるところであります。

また、この関係の関わりで昭和53年から幼稚園を訓子府の町として運営してきています。そういう中で、もう久しく年を重ねたわけですが、人事の関係を見ますと管理職に2名の職員が上がっております。当初から、この幼稚園運営に関わってきたと言いますか、自ら教育の現場に立ってきたという指導員・指導者と言いますか、先生もいるわけですから、もうそろそろ自前の園長が実現してもいいのではないかというふうに思います。それにふさわしいかどうかというのは、私をわかりませんが、そのくらいの気迫を持った幼稚園の教員としての意識を思っほしいというふうなことも含めて、そういうことを考えてはどうかというふうに思いますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 先ほど、上原議員から幼稚園の3年制につきましての「私は反対だ」というふうなご意見をいただきましたが、これにつきましてはやはり今の諸情勢等を考えて、親の意向等も十分踏まえた中で検討をしてみたいものというふうに考えておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

また、幼稚園それから保育園の管理体制についてでございますが、これにつきましても一応ご意見として伺っておきます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いずれにしましても、先ほども申し上げましたように、子どもの育ちに関しては、今第一線を仕切る我々大人たちの責務だということを十分に念頭に置いて、教育行政の執行にあたっていただきたいと思っております。

また、最後の訓高の存続・支援の関係も、この支援をしてもらって当たり前だというふうに子供たち・父兄が思っているとすれば、これは大間違いでないかなど。教育に対する姿勢が問われると、資質向上しなければならない。その部分が全く逆の方向に行くというふうなことも懸念されますので、ぜひ支援していただいているという思いを持っていただけるような、そんな高校との関わりを持っていただきたいというふうに思います。

それでは時間がないので、次の質問に入らせていただきます。2点目の更なる行財政改革の遂行と弱者対策についてであります。

国政方針として、地方交付税の減を始めとした地方切り捨てる政策を出す一方、国際機関への多額の拠出・大量の国際援助、更には米軍に係る莫大な支出に加え、中央の無駄使い、これを見ると国政に対して大きな失望を感じるころです。

先般行われた財務省の懇話会において、日本の国の破綻は考えられない。北見の所長が申しておりました。その言葉を聞いて多少安堵したところですが、しかし、地方の財政難は、目線をそらすような小手先政策では解決できるほど容易なものではない。当町もまた厳しさは同様といえますが、町民こぞって「まちづくり」に参加することで、心豊かな町づくりが実現し、町長の言われている「いきいき、はつらつ、心のかよう町」に一歩近づけるものと考えます。

国の所得税の増税・消費税増額計画・福祉に係る制度改革は、また私たちに多大な負担増を強いるものです。当然、低所得者を始め弱者にとって生活が困難となりかねない状況にあります。地方自治法の定める「住民の福祉の増進を図る」を念頭に、町民の生活を担保する施策を実施しながら、町民の理解の下、歳出節減に努めなければならないとの観点から下記の点について町長の所見を伺いたい。

本年度予算執行に当たり、更なる節減努力を行うとしたが、そのポイントについて伺いたい。

2点目は、行財政改革の1つとして、機構改革の実施、課の集約にも係わらず管理職の減につながっていないが改革の目指したところを伺いたい。

3点目、弱者対策についての考えと住民サービスの位置づけについて伺いたい。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま予算執行に係わる行政改革の実施について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「更なる節減努力のポイント」についてであります。3月にいただいた一般質問の中でお答えしたとおり、大きな削減効果のあるものについては一定程度手をつけてきましたので、節減の手法としては小さなことの積み上げが基本になるといえます。

本年度において、公園管理等で行ったような日常業務の再点検による見直しがどれだけ見出されるかが経費節減の大きなポイントであるといえます。

次に、2点目の「機構改革と管理職の配置状況」についてお答えいたします。

平成15年度以降、管理職員を中心とした定年退職者や自己都合退職者が増えましたが、機構改革による課・室の統廃合をはじめ、事務事業の見直しや職員採用を専門職に限定するなどの行政改革に努めてきました。

一方で多くの課に課長補佐を配置してまいりましたが、その目的は「業務的、人間的に拡大した課の組織力を柔軟に発揮できる体制を整備し、行政サービスの維持向上を図る」ことでございます。

また、少ない職員で、経済的で効率的な行政運営をするためには、「職員の責任感と勤労意欲を高め、管理職の人材を育成する」観点も重要であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の「消費税等が引き上げられた場合における弱者対策とサービスの位置づけ」についてお答えいたします。

消費税等の引き上げにつきましては、仮定の話がありますので、直接的なご回答は控えさせていただきたいと思いますが、消費税が引き上げられた場合には、議員のご指摘のとおり低所得者層への影響は避けられないものと思います。

ご質問のあったことにつきましては、今後の推移を見ながら、また、国や道の施策がどのようなようになっていくか十分見極めた上で検討すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 確かに、町長が予算審議の中でも申しておりましたように、大きな節減の可能なところは節減してきたというのは私も認めるところでありますし、更なる節減ということをもって、私も予算提案に対して賛成をしたところであります。

しかし、町民から見ると、更なる自分たちに関わると言いますか、町民に負担を強いる部分が大きく見えます。なのに、行政側は一向に変わらないじゃないかと。こういう意見を時々耳にするわけでありまして。そういう中で考えていきますと、私は今町長が小さな積

み上げの中で節減努力をしていくと、日常の業務の見直しをするのだと、説明・回答をいただきました。ぜひ、私はこういう小さなことの積み上げの中で、町民から理解を得れるようなアピールをしていかなければならないと思いますし、さらには何が問題なのか、何が節減の対象にできるのか、十分に職員間での議論も必要かと思います。ここに並んでいる管理職だけの対応では限界があるかと思います。一致団結した職員の姿勢こそが、更なる節減へのつながりだというふうに私は思いますし、そういう対策を取っていただきたいというふうに思います。

ただし、一つ言えるのは節減ということで数字を合わせのために、最後に申しあげましたような弱者に対するいろんな支援策ですとか、等々についての削減をしていくということはこの中で申しあげましたように、自治法に反するということもありますので、その辺の節度をわきまえながら町民の理解のいただける範囲での努力をしていくということが、これから問われるのではないかと思いますけれども、先ほど申しあげました職員間での協議をしてということについては、いかがお考えでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま経費節減の関係で、ご質問をいただきました。

3月の議会の質問でもご答弁を申しあげましたけれども、平成18年度に入ってから、特にこれからの町政を担っていく係長あるいは課長補佐を中心とした数名でのプロジェクトを組みまして、平成19年度の予算に向けて今後どのような経費節減ができるか、知恵を絞っていただきたいということで、もうすでに数回の会合をもってございます。

上原議員もおっしゃられるとおり本町の行政の内容といたしまして、ハード的な部分についてはかなり進んでおります。今後やはり経費節減を図っていくためには、ランニングコストをいかに縮小するかということが、今大事な問題であろうかというふうに思っております。その点も含めて今それぞれが知恵を絞ってございますので、その内容がある程度出てきた時点で、また議員の皆様にもいろいろとご協議を申し上げたいと、そのように考えてございますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いろんな問題があるかと思いますが、前段で協議されたアスベストの関係等も含めて、よりコストダウンできるような形の対策を検討していくという姿勢が職員全体の中で染み渡っていくということが大事かというふうに思います。

次の機構改革の関係でありますけれども、これについても町民から見ますと、機構改革し窓口を減らして集約すると、そういう中で管理職の数だけが増えていると。「これは何なんだ」という指摘が多々ございます。そういう意味では、人事権は町長にあるわけですから、町長自らその辺の説明責任として、町民に訴えていく必要があるかというふうに思います。

その中で今回回答いただいた中で、少ない職員で効率的なその行政運営をしていくという意味合いから組織の再編が必要だと、また人事の配置も必要なのだというふうにおっしゃいました。その中で、責任感という言葉が出てまいりました。私は責任感という部分でいくと、例えば町長であろうと助役であろうと課長職であろうと、つい最近採用になった職員であろうと、同じでなければならぬだろうと思うのです。どれだけの仕事ができるかというのと、責任感というそれは別でしょう。その部分での認識は一樣にきちっとした

ものを持っていただかなければ、この状況の中での行財政運営というのは先が見えてこないだろうというふうに思います。そういう意味では、少なくとも庁舎に入って仕事をしているときに、だらだらした、町民から見たら「あれは何だ」と。つい最近も指摘をされました。「あれは何なんだ」と、「町の職員か」という指摘も受けました。そういう場面もあると。これは事実でありますから否定できないことではありますけれども、この辺については先ほど私が指摘しました責任感。要するに管理職だけが責任を持つのではなくて、個々の職員、採用、新採用の職員も、町民に奉仕する立場にあるという認識をしっかり持っていただくということが大切でないかというふうに思いますので、この辺についての教育を徹底していくということが必要かと思えますけど、その辺についての見解をお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ご指摘のとおり、我々職員はそれなりに責任を持った仕事をしていると私は認識をしておりますが、ただ、管理職というのはやはりその課において管理責任を持ってやるという任務でございます、上原議員もすでにご案内のとおり、ここやはり団塊の世代というのは訓子府町の中にもございまして、毎年3名、4名の管理職が退職をするというような、あるいは定年前の退職も間々出てまいりますけれども、そういうような状況下にありますので、課長補佐等廃止して、今後の行政運営にあたってマイナスにならないように、いろいろ配慮しながら人事行っておりますことをご理解賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 時間は残すところ少なくなりましたが、最後の低所得者を含めた弱者対策、住民サービスの位置づけの関係でありますけれども、前段と一連の問題であります。要するに、先ほども申し上げましたように、住民サービスについてはこれからの住民サービスの方向性というものに対してきちとした議論をし、方向づけしていかなければ、より財政を切りつめるといったときにゆがみが出るだろうというふうに感じるわけです。そういう意味では、この部分についてはきちとした方向性を示す必要があるだろうというふうに思います。

それと消費税については、まだこれからのことなのでということでありました。しかし、これは先般の財務省の懇話会の中でもはっきり言っておりましたけれども、確実に上げると言っているわけです。そういう中央の役人が明言しているわけでありまして、国会議員等々もそういうことを言っているわけですから、当然そういう形が近々できあがるだろうというふうに思います。その形ができてから対策をとるのでなくして、はっきり見える段階で対処する方策を検討しておくということこそが、こういう状況の中で大切ないかというふうに思うのですけれども、これらについての考えをお聞かせいただいて私の質問終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 上原議員のおっしゃることもよくわかります。そうした認識を持ちながら、私どももしっかりがんばっていかなければならないと思います。同時に、またちょっと申し上げておきたいと思いますが、私は常々職員に申し上げていることは、「誰のための職員なんだ」と、「まずは自分自身のためにがんばれ」と、「自分自身のためにがん

ばれないものが町民のためにがんばるなんてことにはならないぞ」ということもよく言っ
てきているわけですが、そうした姿勢でこれからは職員はこの時代時世というもの
しっかり見極めながら、町民の利益のためにがんばっていけるような環境をつくってまい
りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

なお、傍聴者の皆さんに申し上げます。本日はナイター議会に足を運んでいただきまし
て、誠にありがとうございました。交通事故にはくれぐれも気を付けられまして、お帰り
ください。

ありがとうございました。

散会 午後 8時54分